

農林物資規格調査会総会 議事録

農林水産省

消費・安全局 表示・規格課

農林物資規格調査会総会
議 事 次 第

日 時：平成 24 年 1 月 31 日（火）10:00～15:47
場 所：農林水産省第 3 特別会議室

1．開 会

2．審議官あいさつ

3．議題

（１）日本農林規格の見直しについて

- ・素材の日本農林規格
- ・有機農産物の日本農林規格
- ・有機加工食品の日本農林規格
- ・有機畜産物の日本農林規格
- ・有機飼料の日本農林規格

（２）JAS 規格の制定・見直しの基準の改正について

（３）その他

4．閉 会

○箴島上席表示・規格専門官 定刻となりましたので「農林物資規格調査会総会」を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、御多忙のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況でございますが、菅委員が所用のため御欠席でございます。12名の委員のうち11名の委員が出席なさっておりますので、過半数の6名を超えております。したがって、農林物資規格調査会令の規定に基づき、総会は成立していることを御報告いたします。

なお、本調査会は、農林物資規格調査会運営規定に基づきまして公開となっております。傍聴希望者を公募しましたところ、54名の応募がございまして、本日、傍聴なっております。

それでは、早速、調査会運営規定に基づきまして、阿久澤会長に議事進行をお願いいたします。

○阿久澤会長 それでは、本日は長時間にわたるかと思っておりますけれども、円滑な議事進行に御協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に基づきまして、新村審議官に御挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○新村審議官 おはようございます。消費・安全局審議官の新村でございます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ、農林物資規格調査会総会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日は、昨年10月の部会で御議論いただきました素材、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の5規格について御審議をお願いしているところでございます。

また、前回の総会で御説明いたしましたけれども、調査会において、JAS規格の制定または見直しについて審議する際のガイドラインとして、JAS規格の制定・見直しの基準を決めていただいているところですが、この基準の改正につきまして御議論をお願いしたいと思っております。JAS規格を時代のニーズの変化に対応したものとしていく上で、規格の制定・見直しの基準は極めて重要でございますので、長時間の審議になりますが、よろしくお願い申し上げます。

最後に、委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。大変簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入る前に、本日の総会の議事録署名人の指名を行います。調査会運営規定により会長が指名することになっておりますので、林委員と野々山委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 資料の御確認をお願いいたします。資料は、議事次第、委員名簿、資料１～７でございます。

資料１は、日本農林規格の見直しについて「素材」（案）でございます。

資料２は、日本農林規格の見直しについて「有機農産物」（案）。

資料３は、日本農林規格の見直しについて「有機加工食品」（案）。

資料４は、日本農林規格の見直しについて「有機畜産物」（案）。

資料５は、日本農林規格の見直しについて「有機飼料」（案）。

資料６は、Ａ４横になりまして、カラー刷りのものが入っておりますが、「ＪＡＳ規格の制定・見直しの基準の改正」について。

資料７でございますが、「ＪＩＳ規格の制定・見直しの基準」でございます。過不足がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

本日の議事概要でございますが、御発言の方々のお名前を明記しました上で、後日、当省のホームページで公表いたしますので、御了知いただければと思います。

以上でございます。

○阿久澤会長 それでは、審議に入ります。議題の（１）の１番の素材の日本農林規格の見直し案について審議いたします。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 資料の説明をさせていただきます。資料１でございます。

１枚めくっていただきまして、１－１に「素材の日本農林規格の確認について（諮問）」ということで、大臣名で阿久澤会長あてに諮問をする文書がついているところでございます。この中で、下の方に、ＪＡＳ法第７条第５項の規定に基づき調査会の議決を求めるとございます。これは、規格を制定、確認、廃止、改正する場合には、必ず調査会の議決を経るという規定がございますので、そのことをここに書いてございます。

１枚めくっていただきまして、１－２でございます。ここに見直しについて、趣旨と内容を、記載してございます。

「趣旨」につきまして読み上げさせていただきますと、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第１０条の規定及び「ＪＡＳ規格の制定・見直しの基準」に基づき、素材の日本農林規格につきまして、標準規格の性格を有するものとして所要の見直しを行うというのが趣旨でございます。なお、この１０条はということかと申しますと、規格につきましては５年ごとに見直しを行いなさいという規定でございます。また、基準は資料７でございます。

「内容」でございますが、生産の実情等を踏まえ、現行の「素材の日本農林規格」については改正点はなく、適正であると確認するというものでございます。

ここで、資料７を少し見ていただければと思います。「ＪＡＳ規格の制定・見直しの基準」とございまして、Ⅰの「１ 規格の性格の明確化」が出てまいります。規格について御審議いただく際には、まず、その規格が特色規格、標準規格のどちらかに該当する

ことが必要でございます。その際に、当該製品の生産状況でありますとか、規格の利用実態、国際的な規格の動向を考慮した上で明確化することが必要となっております。

その上で「2 規格の制定の基準」ということで、新規の場合はアとイ、それから、裏に行ってくださいまして「3 規格見直しの基準」でございますが、「(1) 廃止を検討するに当たっての基準」「(2) 改正を検討するに当たっての基準」ということで、個々の基準が明確化されているところでございます。今、日本農林規格の見直しについてということで、「確認」という言葉を使わせていただきましたけれども、「確認」は(3)でございます。「廃止又は改正を行わない規格は、確認するものとする。」ということで、ここに該当するのではないかとというのがこの内容でございます。

続きまして、資料1－3の説明をさせていただきます。ここでは「1 規格の位置付け」ということで、標準規格に位置付けるということはどういうことかということ、2、3、4、5、利用実態でありますとか、他法令の引用、将来の見通し、また、国際規格等の関係をここで整理しているものでございます。

読み上げさせていただきますと、素材の日本農林規格は、住宅等の建築部材として供給されている製材等の原材料の規格であり、業者間の取引の基準として、生産の合理化及び取引の単純公正化に貢献しており、一定の品質が期待されることから「標準規格」として位置付けられる。

また、本規格に規定する素材の在積計算方法は我が国の標準的な計算方法として広く引用されているということでございます。

あと、2番、3番、4番、5番も総合しまして、標準規格と考えているということでございます。

ここで、資料から若干離れてしまうのですが、そもそも素材とは何かということ、これを少し補足させていただきますと、素材とは、木を伐りまして、枝などを取り払った皮がついた丸太です。これを3mや4m、場合によっては6mなど、その利用に合わせて伐って、山から下ろしたもののことでございます。その後、製材されて柱になったり、または板になりますので、いろいろなものに加工される素になる材ということで、素材という言い方をしてございます。

また資料に戻りまして、1－3の「2 生産状況及び規格の利用実態」でございます。認定工場数が9工場でございます。格付量及び生産量でございますが、格付量は、20年度は約1,449 m³になってございますが、その前を見ていただきますと、大体2,000 m³は格付けされているところでございます。

その下の国産材需給量でございます。割合が出せるかということでございますが、需給量に輸入材が含まれていないということもございまして、ここで格付率を出すことが難しいということで、数字だけを示させていただいております。

「3 他法令等での引用」で、引用されているものがあるかどうか、要は規格として使われているかどうかということでございますが、木造建築工事標準仕様書、また木造

計画・設計基準、それから、地方公共団体等で使われているという実態がございます。

「4 将来の見通し」でございますが、これにつきましては、生産量及び格付量とも住宅の着工戸数等に左右される分がありますので、正直言いまして、ここは不明ということをお報告させていただきたいと思っております。

「5 関連する国際規格等」ということで、ISO の規格が次のページにかけましてございます。針葉樹及び広葉樹につきましては、目に見える欠点について、分類だとか、用語でありますとか、サイズの関係でありますとか、体積の測定方法みたいなものがずっとここで示されているところでございます。

1－5以降でございますが、本規格については確認をお願いしたいということでございますので、現在の農林規格がついているところでございます。簡単に概要を説明させていただきますと、まず、第1条でどういうものに適用するのかが記載されてございます。

第2条に定義としてございます。例えば、針葉樹でありますとか、広葉樹を対象にしていること、それから、材の大きさということで、小、中、大というのが定められていることなどがここに書かれてございます。

第3条は、針葉樹について規格を定めてございます。1－8で広葉樹を定めてございます。つくりは同じでございます。

1－5の針葉樹を簡単に説明させていただきますと、まず、区分としまして、品質、どういうものがあるかということ。それから、縦振動ヤング係数とございますが、ここは強度の関係の部分の規定してございます。それから、表示についてということで、1－6にまいりまして表示方法において、等級、寸法又は材積、あるいは樹種名を表示しなさいということ。等級につきましては、1－6の下でございますけれども、節であるとか、曲がりだとか、項目の程度によりまして1等～4等に分かれてございまして、それを表示していくことが求められてございます。

それから、ずっとまいりまして、1－8が広葉樹で同じことが規定されております。

飛ばしまして、1－10、第5条でございますけれども、材積の計算方法。ここは、素材が体積で取扱いされるものですから、取引に当たって一定の基準をつくりませんといけないということで、こういう基準が定められているところでございます。

それから、1－10～1－11にかけまして、測定方法を定めましょうということがございます。測定方法につきましては、欠点等、節でありますとか、曲がりみたいなものについて、どう判定していくのかというのが1－12にかけて書かれております。

あと、別記でございますけれども、縦振動ヤング係数はどういうふうに測定をしていくのかということをごここに記載しているものでございます。これが規格の概要でございます。

続きまして、部会で御審議いただいておりますので、いつ開かれたというのが1－14。平成23年10月11日に御審議いただきまして、その際の委員の名簿が1－15にあると

ころでございます。

それから、部会での審議を経まして、この総会に資料を提出させていただく前にパブリックコメントを求めました。その結果が 1－16 でございます。求めましたけれども、受付件数はございませんでしたので、そのことを報告させていただきます。

早口で申し訳ございませんでしたが、資料につきましては以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

本件については、昨年 10 月の部会で審議されております。部会長を務められました林委員から報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○林委員 林でございます。

昨年の 10 月 11 日に、見直し案につきまして部会で審議いたしました。部会の中では、確認案につきまして特に意見はありませんでしたけれども、素材の JAS 規格と同じような規格が諸外国でも制定されているのかという御質問がありまして、事務局から、素材の JAS 規格と同様の規格がヨーロッパの規格にあるといった説明がございました。

それから、ヤング係数が大きければ大きいほど品質がよいのかという御質問がありまして、これも事務局から、一般的にヤング係数と強さの間には相関関係があるのですが、木材は強ければ品質がよいというわけではなくて、用途に合わせて適切な材を使うことが必要であるという説明がございました。

それから、最後に、格付けされた素材が一体何に利用されているのかという御質問がございまして、専門委員から、広葉樹の 1 等、2 等といった上位等級は、薄い突板のような人目に触れるところに使われておりまして、3 等、4 等に当たりましては、製材工場でひき板にして使用されているという説明がございました。

このような質疑応答の後で、部会として提案された改正案につきまして専門的な見地からの検討を終えたことをこの場で御報告いたします。以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、素材の日本農林規格の見直し案につきまして、御質問や御意見等ございすでしょうか。ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、素材の日本農林規格の見直しにつきまして、原案どおり確認するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿久澤会長 では、その旨、報告いたします。

続きまして、議題の(1)の2番目の有機農産物の日本農林規格の見直し案につきまして審議します。事務局から説明をお願いいたします。

なお、事前に委員に資料が送付されていますので、説明につきましては、ポイントを押さえて簡潔をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○箆島上席表示・規格専門官 引き続きまして資料を説明させていただきます。資料 2 でございます。資料 2 を見ていただきますとわかりますように、2－50 まであり、かなり分厚うございますので、今、会長から御指示がございましたように、ポイントを絞っ

て説明をさせていただきたいと思います。

まず、2-1につきましては、素材同様、諮問でございますので、ここは割愛をさせていただきます。

2-2で、見直しについて（案）というものがございます。素材と異なりまして、有機農産物につきましては、特色規格の性格を有するものとして所要の見直しを行っていただけないかというのが「1 趣旨」でございます。

「2 内容」でございますが、有機農産物の日本農林規格につきましては、次の3点。まず、きのこ類は、他の農産物とは生産の方法が異なりますので、きのこ類の栽培上の定義、種菌及び栽培場における栽培管理の基準について明記すること。

2番目でございますが、有機種苗の入手が困難な場合等に使用する有機以外の種苗の基準を厳格化すること。

3番目としまして、使用可能な肥料及び土壌改良資材、農薬及び調製用等資材につきまして、生産の実情、国際的な規格等を考慮して追加及び削除をするという改正を行うものでございます。

2-3でございます。「有機農産物について」で、規格の位置付けと利用実態を、2-4にかけまして読み上げる形で説明をさせていただきます。

まず「1 規格の位置付け」でございますが、有機農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用したほ場において生産すること等を規定しており、栽培方法に明確な特色があると認められることから、現在「特色規格」として位置付けられているところでございます。

「2 生産状況及び規格の利用実態」は、認定生産行程管理者数が2,137、外国の生産行程管理者数が813という数字になってございます。

それから、格付数量でございますが、ここに示しているとおりでございまして、20、21、22年度ということで、把握できる限り新しい数字を使っております。ここを見てくださいと、外国ではものによって変動があるのですが、国内のものにつきましては微増傾向にあると言えるのではないかと考えてございます。

2-4でございますが、外国で格付けされた農産物ということで、注は主に外国で有機加工食品の原材料として使用されているものでございます。また、有機農産物として、日本以外に輸出されるもの及び有機加工食品以外の食品に加工されているものも含んだ数字ということで御理解いただければと思います。

格付数量でございますが、国内の生産数量を分母としまして、有機の生産されたものを分子とした場合の数字でございます。つくり方が異なっておりますので、これを単純比較できるかという問題もあるのですが、あえて数字を示しますと、0.2～0.3%という数字が出てくるところでございます。

他法令の引用でございますが、これは国税庁の関係の告示になりますけれども、酒類における有機等の表示基準で引用されているところでございます。

「３ 将来の見通し」は、先ほど説明してしまいましたが、国内の有機の割合につきましては、微増傾向と言えるのではないかとということ、それから、今後も同様の傾向が続くと考えられるのではないかと考えております。

「４ 国際的な規格の動向」でございますが、国際的な規格として、コーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン」がございます。

コーデックス食品表示部会におきまして、使用可能資材としてスピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅等を追加する案が検討されている状況でございます。

続きまして、２－５でございます。今回は改正の案を御審議いただきたいと思っておりますので、どういうものかをこれから説明させていただきたいと思っております。

ここを説明させていただく前に、先に２－21 を使しまして、有機とはどういうものかだけ少し説明をさせていただきます。第２条の（１）を読み上げさせていただきたいと思っております。農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、これが大原則でございます。土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。これがまず考え方でございます。括弧内の「きのこの生産にあつては」でおわかりいただけますように、きのこも対象になっているものでございます。

その上で、資料２－５に戻っていただければと思います。資料２－５と、先ほど見ていただいた横の細かいものとの関係でございますが、改正点をすべて網羅しているのが先ほどの横の細かな字のものでございます。ここにつきましては、上のタイトルにございますように、概要を、ポイントを絞って、ここに記載させていただいてございます。会長からの御指示もございましたので、概要の資料を使いまして説明をさせていただきます。

まず「１ 定義の改正」ということで、きのこ類の栽培上の定義を新設するとございます。ここは全く新しいものをつくるというものではございませんで、先ほど現状の規格を読み上げさせていただきましたように、既にもうきのこについては入っております。ただ、きのこにつきましては、通常の農産物と、栽培方法でありますとか、管理の仕方が異なる部分がございますので、今回はそれを切り分けるということで、その観点から、この定義のところに、きのこ類の栽培場の定義、あるいは使用禁止資材のところに「きのこ類」という言葉を入れて明確に位置付けるということを考えております。

「２ 生産の方法についての基準の改正」でございますが、今、申し上げましたように、きのこにつきましては、栽培だとか管理のやり方が普通の農産物と異なりますので、

そこを農産物と分けて記載するという事で事項整理してございます。第4条のところを見ていただきますと、現行のものは、数えますと7項目ございます。それに対しまして改正案は、きのこ関係を切り分けましたので11項目と増えております。繰り返しくなりますけれども、全く新設しているわけではございませんで、既にあるものを切り分けて、ここに位置付けているものでございます。

2-5の一番下の(2)でございすがきのこ類は、他の農産物とは生産条件が異なるということで、きのこ類の栽培場、種菌及び栽培場における栽培管理についての基準を明確化するという事でございます。ここも何度も説明して恐縮でございすがけれども、今あるものを、きのこに限って切り分けて位置付けを行っていくというものでございます。

2-6を見ていただきますと、現行が「ほ場又は採取場」になっているものを「ほ場」と切り分けまして、2-7で「栽培場」なり「採取場」を新設しているという事でございます。

2-8に入りますが、ここで「種菌」という言葉が出てまいります。これはきのこ生産の用語でございまして、現在あるものをここに切り分けて出しているところでございます。1、2、3、4、5とございすが、ここの考え方は、現行のもの、例えば、1ページ前に戻っていただきまして、2-7の右側でございす。「ほ場に使用する種子、苗等又は種菌」の1から2にかけてでございすがけれども、種子、あるいは苗につきましても、有機的な生産をしてくださいという原則。それから、2のところではございすがけれども、そういうものが困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを使ってくださいという形で、努力の過程を幾つか示しまして、有機的な生産になじむようにやってくださいと書かれてございます。見ていただきますと、この中に種菌というのが入っておりますので、それを切り分けたのが2-8でございす。

それから、2-9で「栽培場における栽培管理」は新設になってはおりますけれども、ここも同じでございす。切り分けているところでございす。

あと、きのこ関係で使う資材につきまして、別表3ということで、2-10に新設して設けているところでございす。

今度、2-10で「(3)きのこ類以外の生産の方法」でございす。読み上げさせていただきますと、シーダーテープの使用についての記載を一般管理の項からほ場に使用する種子又は苗の項へ移動するとございす。「シーダーテープ」という言葉が書いてございすがけれども、どういうものかということの説明させていただきますと、シードという言葉からおわかりいただけますように、種をテープの間に等間隔で挟みまして、それをほ場に一行に並べますと、結果的に種子が等間隔に並びますので、芽が等間隔に生えてくるというものでございす。ここは種の関係でありますので、「一般管理」のところから「ほ場に使用する種子又は苗等」の項に動かすという事でございす。ただ単に場所を動かすというのが1番目でございす。

2 番目のポツでございますけれども、有機種苗の入手が困難な場合または品種の維持更新に必要な場合の有機以外の種苗の使用について細かく規定すること。ただし、有機以外の種苗が使用可能な場合にあっては、植え付け後には場で持続的効果を示す化学的な肥料及び農薬が使用されていない種苗に限ることとする。

それから、3 番目でございますけれども、ほ場に外部から生物、この場合は、有用微生物でありますとか、ミミズ等を考えてございますが、これを導入できること。

ここでは、大きくこの3 点の改正を考えているところでございます。

資料を少し補足説明をさせていただきますと、2-11 の頭のところに二重線が入っているものがございますが、これは、部会のときにこの位置に規定させていただきましたけれども、パブリックコメントをいただきまして、ここの位置に規定しますと誤解を生じかねないということで、位置を動かししました。どこに動かしたかと申しますと、次のページを見ていただきますと、2-12 の4 の下のところに動かしております。太い波線部分が部会から変更した中身でございます。二重線が部会から削ったものという構成にしております。

2-11 ですが、今、申しました二重線から動かしたのが、コットンリンターと書いているシーダーテープの関係でございます。シーダーテープのテープの素材、種を挟んでいく素材が、コットンリンターと申しますが、コットンの種の外側についているような産毛を繊維にしたものを使ったものでございます。

それから、2 で品種の維持更新に必要な場合の有機以外の苗の使用について規定をしているところでございます。また、真ん中からちょっと下のところでございますけれども、持続的効果を示す化学的に合成された肥料を使わないというのを規定してございます。ここは、化学的に合成された肥料及び農薬を使わない苗を使おうということでございますけれども、最近では技術開発が進んでおりまして、カプセルなどに肥料を入れまして、苗を植えても、苗にカプセルがついていまして、数か月後に肥料が働くようなもの、緩行性肥料と言っているのだと思いますけれども、そういうものがありますので、そこは有機の考え方からするとちょっとなじまないということで、これにつきましては使用しないという条件を今回入れたという話でございます。そこは、持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬ということで、2 と3 のところに条件を入れているところでございます。

今度、2-12 でございます。4 のところの太い波線は、先ほど申しましたように、今ある中身をここに書いているのですけれども、パブリックコメントで場所が問題だという御指摘をいただきましたので、ここに動かしているところでございます。

2-12 の下でございますが、ここにミミズと有用微生物を使えるというのを記載しているところでございます。

2-13 の経過措置のところでございます。ここは、種とか苗の関係につきまして、先ほど、緩行性肥料を使わないことを、少し説明させていただきましたけれども、しか

しながらという観点から入れているものがございます。ナス科、ウリ科につきましては、栽培する際に、種からはなかなか難しい部分があると聞いてございます。それから、こんにゃくいもの生産につきましても、3年かけてつくりますので、3年間におきまして徐々に大きくしていくのですけれども、その際、病害虫だとかにやられやすいと聞いてございます。そういうものがございますので、この2つにつきましては、経過措置という形で置きまして、例外的にここに位置付けたいというのがこの改正の中身でございます

ただ、ここにつきましては、部会におきまして、あるいはまたパブリックコメントにおきましても少し意見がございました。部会におきましてあった意見でございますけれども、ナス科、ウリ科だけがこんなに難しいのかというお話、それから、それ以外のもの、例えば、アブラナ科みたいなものだって認めてもいいのではないかという話も少しあったところでございます。ここにつきましては、一部、パブリックコメントに対する回答を使いながら、その考え方を説明させていただきます。

2-49を開けていただけますでしょうか。附則というところでございます。読み上げさせていただきますと、「種苗の経過措置として、ナス科とウリ科についてのみ慣行苗の使用が認められることになっているが、アブラナ科についても同様の扱いとしてほしい。例えば、九州では、キャベツ、ブロッコリー等の育苗については、8月～9月の播種育苗となることから、高温多湿期故の虫害が多発し、優良なる苗の育苗は極めて困難である。」という御意見がございました。ここはアブラナ科も含めてほしいということでございますけれども、ナス科、ウリ科だけを認めるというのはどういうことかというニュアンスがあるかと思っております。

それに対する私どもの考えでございますが、「種苗の経過措置は、ナス科及びウリ科の果菜類について、自家育苗が困難な事業者等が確認されたため設定したものです。なお、災害、病害虫等により植え付ける種子又は苗等がない場合には、ナス科及びウリ科の果菜類以外についても慣行苗を購入することができますが、これには育苗に失敗した場合も含まれます。」ここに直接関係しているのは前段の方でございまして、技術的に難しいということで、ここはナス科、ウリ科について認めたいというのが私どもの考え方でございます。

2-13に戻っていただければと思います。「(4) ほ場又は栽培場における有害動植物の防除」は、紙マルチの使用についての記載を「一般管理」の項から「ほ場又は栽培場における有害動植物の防除」の項へ移動するというところでございます。既にあるものを、より適切な場所に動かすというのが最初の中身でございます。それと併せまして、プラスチックマルチについて使用後に取り除く場合は使用可能であることを規定するというものでございまして、Q&Aの中身を今回の改正で位置付けようとするものでございます。

紙マルチというのはどういうものかと申しますと、例えば、水田におきまして、水面

を紙で覆ってしまいます。その上から苗を植えつけることによって、雑草が生えないということです。雑草も有害動植物に該当しますので、場所を「有害動植物の防除」の項へ移したいというものでございます。

プラスチックマルチと申しますのは、皆様、映像等でごらんになられたことがあるかと思いますが、畑の畝を覆っている黒いビニールで、その上から苗を植えていくものでございます。プラスチックマルチにつきましては、使用後に取り除くということであるならば、有機という考え方と整合性を図れるのではないかとということで、今も認めているものでございます。

今度、2-15 でございます。上のポツでございすけれども、育苗に使用する土壌の条件をほ場の条件と同様に過去2年以上の間、使用禁止資材が飛来、流入又は使用されていない土壌とするというものでございます。

これはどういうことかと申しますと、第4条の現行と改正案の2のところを見ていただきますと、「3年」を「2年」にしてございます。ほ場の条件は2年なのですからけれども、ここは3年になっているということで、考え方をほ場の方に合わせるということでございます。

今度、2-15の「(6) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理」でございす。最初のポツでございす。有害動植物の防除目的で使用可能な薬剤について、有機加工食品のJAS規格別表2の引用をやめ、有機農産物の規格中に別表を新設する。

2番目でございす。調製用等資材について、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る条件を削除するというものでございす。

最初のポツでございすけれども、2-16を開けていただけますでしょうか。2の(1)がございす。左右見ていただきますと、まず右側には、有機加工食品の日本農林規格別表2の薬剤ということで、これを引用する形で書かれているのですが、こういう書き方をしますと、この規格は農産物の規格なのですからけれども、加工食品の規格も見ないとわからないということが出てまいりますので、その規格を農産物の規格の中に位置付けましょうというのがこの改正の中身になってございす。

それから、(2)のところでございますが、右と左を見ていただきますと「製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、」というのがなくなっているのがおわかりになるかと思います。現行ですと、個々に化学的に合成された物質が添加されていないものを確認する必要があるが出てまいりますので、農家、あるいは事業者の方が確認というのは大変な手間となってまいりますので、それも確認したものを別表5という形で位置付けていきましょうという改正でございす。そのため、この文言を削除するものでございす。

それから、2-16の「3 有機農産物の名称の表示の改正」でございす。転換期間中の表示は、シールでの対応がしやすいように、名称又は商品名の表示に近接した場

所に記載することとするものでございます。

この該当部分は、2-17の5条の2のところでございます。波線部分は部会の説明から変わったものでございまして、パブリックコメントの御指摘を踏まえて足したものでございます。これはどういうことかと申しますと、例えば、袋の中にピーマンが入っていきまして、有機的生産をしているということを表示していくわけでございますけれども、まだ完全に有機にはなっていないけれども、それに向けて努力をやっているといった場合に、転換期間ということがわかるようにすれば販売できるという仕組みになってございます。ただ、転換期間が終わりますと有機農産物という形になりますので、転換期間をシールだけにしておきますと、シールを剥がせば、包材として次の年はちゃんと使えるようになってまいりますので、そういう面での緩和を行いたいというのがこの趣旨でございます。

ただ、そのシールを張る際の場所、名称のみならず、商品名の表示されている箇所に近接した場所でもいいのではないかというのがパブリックコメントでございまして、それを踏まえて、2-17では「又は商品名」というところの波線部分を入れて、ここも読めるようにしたところでございます。

2-17の「4 資材の改正」の「(1) 肥料及び土壌改良資材」の最初のポツですが、使用可能な肥料及び土壌改良資材について、追加及び削除を行うというものでございます。

別表1の「植物及びその残さ由来の資材」というところで、いきなり二重線と波線がございまして。最初、「建築廃材、接着加工材又は薬剤処理材に由来するものを除く。」を入れようと考えたのですが、植物というところからしますと、建築廃材でありますとか、接着加工材という例示がちょっとかけ離れているのではないかと御指摘等いただきまして、ここにつきましてははやめまして、コーデックスの考え方を引用いたしまして、「植物の刈取り後又は伐採後に化学的处理を行っていないものであること。」に変えさせていただきたいと考えております。

2-18につきましては、一番上の「バーク堆肥」は漢字に変えただけでございます。

次に「メタン発酵消化液」でございまして、ここも波線部分がございまして。部会で御議論いただきました際にありましたものとしましては、メタン発酵は、多くは野菜くずみたいなものを嫌気的な状況で、メタン菌によって発酵した残りの液を使うということだったので、実情を申しますと、し尿を使う可能性があるということがございました。し尿を使ったものについては、病原菌がいるのではないかと御懸念等がございましてデータを探しましたところ、大腸菌等はメタン発酵後は大幅に減少して問題とならないというのがございましたので、「発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。」という限定をかけることで、この案を御議論いただきたいと思います。「食用作物の可食部分に適用しないこと。」につきましては、既にコーデックスでも規定が

ございますので、その規定と整合性を取っているものでございます。

「塩化加里」につきましては、わかりやすいように改正したものでございます。

「軽焼マグネシア」につきましては、今、マグネシウムが認められて、それを焼いただけでございますので、入れているところでございます。

「塩基性スラグ」も、中身をよりわかりやすくしたものでございます。

続きまして「(2) 農薬」でございます。最初のポツでございますが、使用可能な農薬について、追加及び削除を行うということでございます。二重線のところは部会からの変更でございますが、まず「天敵等生物農薬・銅水和剤」でございます。天敵等生物農薬、あるいは銅水和剤、個々には既に OK になっているものがございますけれども、これを一緒に併せたものが使われているというパブリックコメントがございまして、実態確認の上、これを追加するものでございます。

2 番目の「二酸化炭素くん蒸剤」につきましては、これは保管施設のみならず、輸送上も使えるようにしてほしいという御要望があったところでございますが、事務局としまして、関係のところとも相談し、また検討しました結果、ここは現状のままとしたいということで、波線部分の「略」にしてございます。

それから「炭酸カルシウム水和剤」でございますけれども、銅剤と書いていたのですが、銅水和剤が正しいということで、銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限るという改正案を御審議いただきたいと思ってございます。

それから、資材の新設の関係でございますけれども、ここはコーデックスにも考え方がございまして、その考え方にのっとりまして、専門家による議論を経た上で定めているところでございます。定めるに当たりましては、農家の方々、あるいは関係の方々の御要望等を踏まえているところでございます。

2-19 に移りますが、今度は「(3) 薬剤」の関係でございます。収穫後の調製のための施設等の有害動植物の防除に使用する薬剤について、有機加工食品の別表の引用をやめ、有機農産物の規格に薬剤の別表を新設するというものでございます。考え方は、先ほど申しましたように、有機の加工食品の規格を見なければいけないというのはできるだけやめて、規格 1 つ見ればわかるようにしたいという改正になっているところでございます。

ここで「除虫菊抽出物」が二重線になっているところでございます。ほかの別表との重複を避けるようにはしているのですが、記載が漏れている部分がございましたので、追加をいたしております。と申しますのは、ほかのところは除虫菊乳剤というのが該当しておりまして、除虫菊で同じだということで抜けていたのですが、ここは乳剤と使い方が違いますので、ここに位置付けることが適切ということで載せているものでございます。

それから、「重曹」が二重線で削ってございますが、これは別表 2 と重複しているため、ここを削除しているものでございます。

それから「(4) 調製用等資材」でございます。使用可能な調製用等資材について、追加及び削除を行うというところでございます。ここはいきなり削除しているのがずらずらと出てくるのですが、コーデックスの規格と整合性を取ろうということでずっと入れたのですけれども、コーデックスには農産物と加工品の区別なく、ずっとリストがあるのですが、我が国では農産物と加工品ということで、規格を分けてございますので、農産物で使わないもの、加工品で使うようなものにつきましては載せておく必要がないだろうということで、ここを削除しているところでございます。

「ケイソウ土」は、記載ミスがございましたので波線がございましたが、残しているところでございます。

2-20 にかけて、新設にしているものがございます。ここも資材の関係でございますので、コーデックスの考え方に基づいて専門家の御意見を聞いております。その前には、農家の方々とか、関係者の方々の御要望を踏まえて、有機の考え方に該当するもの、合致し得るものをここに入れているところでございます。余りなじみのないもので、例えば「コーンコブ」というものがございます。これはトウモロコシの軸の芯でございますが、豆などを研磨する際に使うという御要望があるということでございます。

最後に「5 たまねぎの育苗用土に使用する粘度調整用資材について」ということで、読み上げさせていただきますと、粘度調整用資材について、北海道庁等において代替資材の開発が行われている。実用化のために期間が必要なことから、経過措置を延長するというものでございます。

これは、北海道と本州とは、たまねぎを育てていく、特に植えつける際にやり方が少し違うのかもしれませんが、北海道では土を若干固めて、その中に種を植えまして、土ごと機械で畑の中に植えていくというやり方をするそうなのですが、土がぼろぼろになってしまいますと、新しい芽が出たものが土の中に根づかない可能性があることから、ある程度土が固まったもので、どんどん機械で植えていくというのが求められる状況にあると聞いております。その方が効率的であるということもあると思います。

ただ、粘度があるものを使いまして土を固めることが必要になってくるのです。本来であれば、そこも有機的な資材が求められるところですが、現状ではその資材がないことから、現行措置では、固めるということで、ポリビニールアルコールだとか、ポリアクリルアミドだとかを、やむを得ずということで、それも使えるという措置を設けているところでございます。

これは、北海道で、例えば、アルギン酸のように、コンブのねばねばみたいなもので固めることができないかみたいな技術開発がなされていることから、一定の期間だけ認めましょうということで経過措置を設けていたところでございます。北海道庁からもお聞きしましたところ、実験レベルではアルギン酸みたいなものが、一応、技術的にはできたのですけれども、ただ、ほ場で使おうとしましたときに、まだそこは十分ではないということで、もう少し時間がかかるという実態がございましたので、経過措置を延長

したいというのがここの趣旨でございます。

改正の概要につきましては以上でございます、続きまして、2-34 から説明をさせていただきますと思います。2-34 につきましては、10 月に部会で御議論いただきました部分と、その際の委員のお名前をつけてございます。

それから、部会での御議論の後、パブリックコメントを求めましたので、その概要をこれからポイントを絞る形で説明をさせていただきたいと思います。2-36 でございます。まず、募集の期間でございますけれども、11 月 14 日～12 月 13 日にかけてパブリックコメントを求めました。受付件数としましては 34 件ございました。個人が 12 名、団体 13、企業 9 の内訳でございます。意見と、それに対する考え方でございますけれども、2-37 からポイントを説明させていただきます。

一方で、これは事前意図公告ということでございますけれども、海外に対しまして、日本はこういうことを考えていますということを求める仕組みがございます。11 月 4 日～1 月 2 日まで求めました。その結果、受付件数 1 件、ニュージーランドからございました。

この中身でございますけれども、読み上げさせていただきますと、植物に重大な病害虫が発生した場合等緊急時に別表 2 以外の農薬を使用することは、EU や米国の有機基準でも認められており、JAS 規格においても緊急時の対応についての条件を追加してほしい旨の意見があった。有機農産物の生産は、化学的に合成された農薬の使用を避けることを基本としており、耕種的防除、物理的防除、生物的防除等では効果的な防除が行えない場合に限り使用可能な農薬を別表 2 に記載しているところであり、別表 2 以外の農薬を使用した農産物を有機農産物として販売することは、消費者の理解が得られにくいと考えることから条件の追加はしない旨回答したいというのが、この中身でございます。

別表 3 の調製用等資材から削除された資材はコーデックスガイドラインでは使用が認められている資材であるため、削除の理由について知りたい旨の質問がございました。JAS 規格は、有機農産物と有機加工食品とで規格が分かれており、有機農産物の生産に使用しない資材は削除することとした旨回答をさせていただきたいというのが、この中身でございます。

日本のパブリックコメントの関係でございますけれども、2-37～2-49 にかけてずっとございます。数が多いございますので、まず、説明としまして、パブリックコメントをいただきまして変えた中身を説明させていただきます。

2-38 を見ていただきますと、「第 4 条 ほ場に使用する趣旨又は苗等」の 2 番目でございます。「シーダーテープは基準 1 の趣旨にしかかからないように読めるので、すべての趣旨に使えることが分かるように書いてほしい。」ということでございます。

これに対する考え方でございますが、「御意見を踏まえ、シーダーテープは全ての趣旨に使用可能である旨規定しています。」これは場所を動かしたと先ほど説明させていた

だいたところでございます。

それから、今度は 2-40 でございます。「第 4 条 種菌」の 2 番目でございますが、「きのこ類であっても、組換え DNA 技術を用いたものは、自然な方法によって生産された農作物とはいえず、有機農産物として認めるべきではない。種菌についても、組換え DNA 技術を用いたものを使用してはならないこととすべき。」ということでございます。

それに対する考え方でございますけれども、「御意見を踏まえ、組換え DNA 技術を用いて生産された種菌は使用できない旨規定しています。」ここは記載が抜けておりましたので、追加で入れているところでございます。

それから、飛びまして 2-43 でございます。「第 5 条 有機農産物の名称の表示」でございます。ちょうど真ん中ぐらいのところになるかと思えますけれども、「玄米及び精米は、表面に『商品名』、裏面の一括表示欄に『名称』が記載されている場合が多い。有機農産物の『転換期間中』の表示箇所は、有機加工食品の JAS 規格と同様に、商品名に近接した場所に表示することを認めるべき。」という御意見でございます。

これに対しまして、私どもの考え方でございますが、「御意見を踏まえ、名称又は商品名に近接した箇所に『転換期間中』の表示が可能となるよう規定しています。」ということでございます。「又は商品名」を追加したところがこの中身でございます。

今度、2-44 でございます。「植物及びその残さ由来の資材の『建築廃材、接着か鋼材又は薬剤処理剤に由来するものを除く』の『由来』は分かりにくい。」とございました。

これに対する私どもの考え方でございますが、「御意見を踏まえ、『植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。』と規定しています。」ここを書き直したということでございます。

2-44 の一番下でございます。メタン発酵消化液の関係でございます。「メタン発酵消化液の食用作物の可食部分への使用が制限されているが、人間の排せつ物以外を原料とするメタン発酵消化液の条件としては過剰である。人間の排せつ物由来に限定した条件とすべき。」という御意見でございます。ここは、野菜のくずとかを発酵したものも当然あるでしょうということが前提になってございます。

これに対する私どもの考え方でございますが、「御意見を踏まえ、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないことを規定しています。」ということで、ここを明記しているところでございます。

飛びまして、2-46 でございます。「別表 2 農薬」の 2 つ目でございます。『天敵等生物農薬』及び『銅水和剤』が記載されているが、現地で混用使用が行われている事例がある。既登録の『天敵等生物農薬・銅水和剤』であれば、農薬登録制度で保障されており、生産者も現地混用することなく適切に使用できるため、『天敵等生物農薬・銅水和剤』を追加記載すべき。」という御意見でございます。

これに対する考え方でございますが、「御意見を踏まえ、別表 2 に『天敵等生物農薬・銅水和剤』を追加したところでございます。

それから、2-47 でございます。「別表 4 薬剤」のところでございます。下から 2 番目ですが、「別表 4 の薬剤は、収穫以後の工程に係る管理の項で別表 2 の農薬と並列されているのに、別表 4 と別表 2 の両方に重曹、フェロモンが記載されているのではなか。」という御質問でございます。

これに対する考え方でございますが、「御意見を踏まえ、重曹については、別表 2 との重複があったことから、別表 4 から削除しています。

フェロモンについては、別表 2 の性フェロモン剤以外のものも薬剤として使用されるため、別表 4 に適しています。」ということでございます。重曹につきましては、御意見を踏まえて削除したということでございます。

2-47 の一番下でございますけれども、「有機加工食品の JAS 規格改正案の別表 2（薬剤リスト）に除虫菊抽出物があるのに対し、有機農産物の JAS 規格改正案の別表 4（薬剤リスト）に除虫菊抽出物がない。収穫後作業施設で使用するなら農薬でない除虫菊抽出物が必要であるため、規格を修正すべき。」ということでございます。

それに対する考え方でございますが、「御意見を踏まえ、除虫菊抽出物を別表 4 に追加しています。」ということでございます。

2-48 に移っていただきまして「別表 5 調製用等資材」でございます。『ケイソウ土』は「削る。」とはなっていないが、改正案から抜け落ちている。残すべき。」という御指摘でございます。

それに対する考え方でございますが、「御意見を踏まえ、ケイソウ土を追加しています。」ということでございます。

2-49 でございます。「附則」につきまして、ここは件数が多いものがございしますので、読み上げさせていただきたいと思いますが、最初の種苗の経過措置は先ほど説明させていただきましたので割愛をさせていただきます。

2 番目でございますが、「ナス科及びウリ科の果菜類とこんにゃく芋は慣行苗の使用が経過措置で認められているが、組換え DNA 技術が用いられたものは制限されないのか。」ということでございます。

それに対する考え方でございますが、「御意見を踏まえ、組換え DNA 技術を用いて生産された苗等は使用できないよう規定しています。」ということでございます。

その次は御要望でございますが、件数が多いので読み上げさせていただきますと「平成 18 年 10 月 27 日告示附則 2（肥料及び土壌改良資材についての組換え DNA 技術に関する例外規定）を削除しないほしい。」という御要望でございます。

ここにつきましては、今回削除いたしませんので、回答といたしましては、その旨をここに記載させていただいているところでございます。

今度、2-50 のところを少し読み上げさせていただきます。最後でございます。「改

正前の規定に従って適正に入手された種子、肥料その他の資材の有機的な有効性は、改正前に入手済みのものであれば、今回の改正が行われても引き続き認められるか。」という御質問でございますが、ここは認められないということを回答させていただきたいと思います。

あと、一番下でございますけれども、御意見自体は、その他、いただいたものがございまして、今回の改正案に直接関係ないものがございましたので、これらにつきましては、御意見として承りまして、今後の参考とさせていただきたいと考えているところでございます。

あと一点、補足をさせていただきたいと思ってございますけれども、今、委員の方々にお配りさせていただいている資料でございますけれども、今後、法令的なチェックが入りますので、字句の変更があり得ることを御理解いただければと思います。これにつきましては、有機農産物の規格の改正だけではございませんで、加工食品、畜産物、飼料、すべて改正案ということで御審議いただきますので、変更があり得ることを御理解いただければと思います。説明は以上でございます。

○阿久澤会長 長大な内容、そして資料の説明でしたが、どうもありがとうございました。このことにつきましては、先ほど同様、昨年 10 月の部会で審議されています。そのとき部会長を務められました丸山委員から報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○丸山委員 有機農産物の日本農林規格の改正案につきまして、昨年の 10 月 12 日の部会で審議されました。議事概要はホームページで公開されておりますが、長大なものでして、すべてをここで御披露することはできませんので、今回の改正部分についての議論の一部を御紹介いたします。3 点申し上げます。

まず、種苗は「は種又は植え付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬が使用されていないもの」、こういう文言が今回追加されておまして、このことにつきまして、従来から使っています種子消毒された種子、種子消毒は持続的効果を示すことになるのでしょうかという御質問がありまして、これにつきましては、事務局から、持続効果を示すというのは、肥料等をカプセル化する、そういった方法で、ほ場においてゆっくりと効果を発揮するように調製した、そういったものを禁止するものであって、一般的な種子消毒はこの項目には含まれませんというような説明がございました。

2 点目です。次に「肥料及び土壌改良資材」の資材で「メタン発酵消化液」を追加することにつきまして、メタン発酵は発酵温度が低いのですが、病原微生物、あるいは雑草の種子といったものの残存の問題については、どのような検証をして追加の判断をしたのかという御質問がありまして、これにつきまして、メタン発酵の温度は低温であっても、病原菌、衛生害虫、雑草の種子などはメタン発酵菌によってある程度消化されていることなどを総合的に判断いたしまして、食用作物の可食部分に使用しないと、こう

いうコーデックスガイドラインの条件を付加した上で追加をして問題ないという判断をしましたという回答が事務局からありました。

最後に３点目ですが、「附則」の経過措置で、ナス科とウリ科の果菜類については一般苗を購入可能というふうに今回されておりますけれども、ナス科、ウリ科の育苗が特に難しいというわけではなく、こんな経過措置は設ける必要はないのではないかとといった意見及びナス科、ウリ科については接木苗を使用することが多い、また、多品種少量の栽培を行っている農家が自家育苗を行うと失敗することも多くて、経過措置は認めてほしいといった意見がさまざまあり、事務局から、賛否両方の意見があることから、事務局で整理した上で総会に提案すると、こういう御回答がありました。

改正案のうち、賛否両論があった内容以外については、部会として、提案された改正案について、専門的見地からの検討を終えたということをここに御報告させていただきます。以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

部会での大変熱心な議論の状況につきまして、今、部会長から報告がございました。総会では、部会での専門的見地からの議論を踏まえつつ審議を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、有機農産物の日本農林規格の見直し案につきまして、御質問や御意見をお願いいたします。村瀬委員、お願いいたします。

○村瀬委員 １点確認させていただきたいのですが、農薬で天敵等生物農薬が今回新設されていますけれども、いわゆる外来生物による種のかく乱を招くようなことに対して、何らかの規制とか、そういったものは考えられている部分はあるのでしょうか。

○阿久澤会長 事務局、お願いします。

○箴島上席表示・規格専門官 実際、これを使えますのが登録農薬だけでございますので、登録の際にいろいろな条件を全部確認いたします。ひっくり返しますと、いろいろな条件の中には、今、御指摘の部分も入った上で、OKになったものしか使えないという仕組みになっております。

○阿久澤会長 村瀬委員、よろしいでしょうか。

○村瀬委員 はい。

○阿久澤会長 そのほか、ございませんでしょうか。受田委員、どうぞ。

○受田委員 １つ確認をさせていただきたいと思います。先ほど附則のところでナス科とウリ科についての慣行苗の使用について御説明がございました。パブリックコメントに対する回答にもございましたけれども、ナス科、ウリ科の果菜類以外でも「災害、病害虫等により植え付ける種子又は苗等がない場合には」というただし書きが説明されております。この運用において、災害とか病害虫等により植え付ける種子または苗がないというのを、だれがどういうふうに定義をするのか、決めるのか。運用上いろいろな混乱が起きる可能性もあると思うのですけれども、そこについてのコメントをお願いできれ

ばと思います。

○阿久澤会長 事務局からお願いいたします。

○島崎表示・規格課課長補佐 表示規格課の有機担当をしております島崎と申します。よろしくをお願いします。

今の受田委員からの御質問でございますけれども、有機の規格は、実を言うと、ありとあらゆるところで第三者機関が判断をすべきところがたくさんあります。種にしても、こういうものが入手困難になった場合に、次はこういうものを買っていいですよというふうに、登録認定機関の検査員の判断によるというところが非常に多い規格でございます。したがって、その検査員の判断においては、我々も多くの検査員の研修等を実施をして、その目合わせといいますか、判断に大きな狂いがないようにやっているところでございます。また、登録認定機関自身も、それぞれの検査員の研修に心がけているという状況でございますので、それで統一的な判断をしていただきたいと考えております。以上です。

○阿久澤会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○受田委員 今の説明で理解はできました。ただ、災害とか病虫害等に関して、ない場合というのが、比較的地域的な偏りといいますか、条件になることも予想されます。今、検査員の話がございましたけれども、認定機関というのが必ずしもその当該地ということではないと思いますので、全国的な基準の統一というところについては、より一層標準化を図るということで、よろしく御検討お願いしたいと思います。

○阿久澤会長 どうぞ。

○島崎表示・規格課課長補佐 ありがとうございます。

今の件ですけれども、現在のシステム上、登録認定機関の検査員が現場に行かれるときは、すべてではございませんが、ピックアップをして、FAMIC（（独）農林水産消費安全技術センター）の人間が立ち会うということも実施しております。検査員がきちっとした判断、いわゆるレポートを書けるかどうか、ちゃんと調べるところを調べているのかということもチェックをしております。もし検査員のチェックの仕方が甘いだとか、抜けているということがありますと、今度、FAMIC で、登録認定機関へそのことをお伝えする、あるいは指導するという形のシステムを取らせていただいております。このシステムを今後もきちっと適用していきたいと思っております。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

それでは、夏目委員、よろしくお願いいたします。

○夏目委員 3点ほど確認といいますか、お聞かせいただきたいと思います。

まず、第1点でございますけれども、2－5から始まります生産の方法についての基準の改正ということで、随分入れ代わりがあるわけでございますけれども、その中で、2－10の別表3に「種菌培養資材〔新設〕」とございますけれども、ここに掲げられている6種類の培養資材というのは、これは従来まで使われていたものを別途抜き出して

新設という形にされたのかということが確認の1点目でございます。

それから、その下の「(3) きのご類以外の生産の方法」の3つ目のポツ「ほ場から外部からの生物（有用微生物、ミミズ等）を導入できることとする。」という表現でございますけれども、この「等」というのは具体的に何を指すのかということをお伺いしたいと思います。

2-40 ページにも、これに関するようなパブリックコメントがございまして、『生物の導入』とはミミズの他、『有用微生物又は小動物』のことも含まれるのか」という質問に対しまして、「含みます。」つまり「等」の中に小動物も含まれるという御回答をされています。小動物というのは何を指しているのか教えていただきたいというのが2点目でございます。

それから、3点目でございますけれども、2-18 からですけれども、資材の改正のところの別表1、それから、農薬の別表2についてお伺いさせていただきたいと思えます。コーデックスとの整合性、または農家、関係者の要望に応じて改正をここに出されたという御説明がありました。別表1の方は先ほど御丁寧に説明されておりましたのですけれども、「(2) 農薬」のところにつきまして、今回、新しくさまざまなものが入ってきております。

そういったものにつきましても、やはりパブリックコメントで御意見がありました。2-46 の一番下ですけれども、「スピノサド、ミルベメクチンといった一般的な農薬を認めることで、有機への入口は広まるものの、こんなに農薬が使えるのか、という消費者の拒否感、不信感を招くのではないか。」というパブリックコメントの御意見に対しまして、「別途検討を行い、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインの基準を踏まえて、やむを得ない場合に限り使用できるものとして認められているところです。」というふうな御回答です。

別途協議をされたときに、生産者、農家だけではなくて、消費者の方々はどういった御意見をそこで議論を交わされたのかということをも1つ教えていただきたいことと、それから、農薬をこのように拡大して使用できるようにしていくということでありますので、より丁寧な説明が必要ではないのかということを感じております。ですから、丁寧な説明という意味では、基準辺りを記載することは難しいのでしょうか。それから、やむを得ない場合というのは何を指すのか、非常に難しい判断が迫られるのかなということを感じるところでございますので、以上3点をお聞かせいただければと思います。

○阿久澤会長 3点ございますが、お願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 まず、2-18 の農薬のところの説明をはしょってしまった点につきましては、おわび申し上げます。ここにつきまして私から説明させていただきますと、まず、説明ができていません点では、「炭酸カルシウム水和剤」というところでございます。ここはボルドー液、銅の水和剤を使っているのですけれども、その際に

銅イオンが余り出過ぎますと影響が出るということで、それを防止するために炭酸カルシウムを入れることがございますので、この場合に限るという前提をつけた上でこれを認めたいというのが3番目の中身でございます。

それから、「ミルベメクチン乳剤」ということで、片仮名の言葉が書かれておりますけれども、ここは大元は放線菌が生産するものでございまして、身近な例でいいますと抗生物質を出すものでございます。化学合成のものではございません。この成分ですがダニによく効くものでございまして、我が国で開発してきたものでございます。ダニは、いろいろな薬剤を開発しましても、すぐに抵抗を持って、なかなか効かないということで、厄介なものになってございます。そこを天然由来の物質で、なおかつ微生物によりまして炭酸ガスや水にすぐ分解されていくということがございますので、有機に使える資材のコーデックスの条件に照らし、また、専門家の御意見を踏まえて、ここを追加することとさせていただきたいと考えているところでございます。

それから「スピノサド水和剤」と、これも片仮名で書かれているのですけれども、これも同じ土壌の放線菌由来のものでございます。アメリカやEUでは、もう実際に使われたりしているものでございます。コナガとか、アザミウマという、名前がなかなか身近なものではないのですけれども、なかなか防除が難しいもので、そういうものに使うということでございます。ここにつきましても、微生物によりまして炭酸ガスや水に変わっていくということで、環境に優しいということもありまして、専門家等の御意見も踏まえまして、入れることとしたいということでございます。

それから「還元澱粉糖化液」でございますけれども、これは簡単に言いますと水あめみたいなものだと考えていただければと思います。これもダニに使うのですが、ダニの気孔、要するに呼吸するところを水あめで固めてしまいますので、呼吸できなくなってしまうということでダニが死ぬというもので環境に優しいものでございます。

こちらにつきまして、消費者の方々の御意見はどうだったのかということでございますけれども、大きな流れから申しますと、部会で御議論いただく前に、FAMICで案をつくった後に、消費者委員の方々の御意見を伺うという仕組みがございます。そこでの御意見につきましては、個々に詳細なことは承知していませんけれども、特にこのことについて御懸念をお示しになられたというふうには記憶はしてございません。

私の方は以上でございまして、残りの点につきまして担当から少し説明をさせていただきたいと思います。

○島崎表示・規格課課長補佐　まず、1つ目に御質問いただきました2-10の別表3については、今まであったものを書き抜いたということではありません。今までで言いますと、例えば、砂糖も、有機の砂糖しか使えないという制限をしておりました。現在、有機きのこの生産者は若干微増傾向にありますが、実を言うと、種菌をつくっていただけたところがほとんどありません。したがって、種菌が非常に生産が大変だということもあって、本当に培養にやむを得ないという場合は、こういうものを使用してもいいでし

ようということにしております。したがって、現在は、かなり御苦労の上、有機の砂糖などを手に入れられていると聞いておりますが、非常に困難性があって、種菌メーカーがだんだんなくなってきているという実態を踏まえて、これを加えました。

それから、2つ目に、小動物の件があったと思います。我々は昆虫程度を考えていますが、実際に具体的な名前などが挙がっていたわけではありません。現在の規格は、周辺以外のものは入れるなということがあって、その周辺の判断も、非常に難しいということもあります。どこまでが周辺だということがあるので、そこはもう少し広げても問題ないだろうということで改正し、昆虫なども他の地域からも入れてもらっていいですよということにしました。

それから、最後に農薬の決め方なのですが、今、箴島から説明がありましたが、まずはFAMICにおいて、いろいろな事業者の方へのアンケートなどを取り、あるいはヒアリングなどをしていただいて、御要望のあるものをたくさん集めます。今回の改正の中にはそれらがすべて載っているわけではありません。コーデックスの追加資材を決めるときに判断基準が設けられておりまして、その基準に従って、FAMICの中で委員会を開いていただいて議論をしていただきます。したがって、その議論の結果、かなり落選といたしますか、落ちたものもたくさんございますが、その基準で、これらは現状から考えて認めても問題ないという判断をされたものについて、我々も再度それらを検証して載せているということでございます。箴島からもありましたように、FAMICの委員の中に消費者の方もいらっしゃるので、その方たちへも同様の説明の仕方をさせていただいて、特に御異論はなかったと記憶しております。以上でございます。

○阿久澤会長 3点質問いただきまして、1点目ですが、2-5の生産方法で、6種の資材は今までも使われていたものかどうかという御質問だったかと思いますが、それよろしいですか。

○島崎表示・規格課課長補佐 資材というのは、きのこの資材ですね。

○阿久澤会長 1点目ですから、生産方法。

○夏目委員 先ほど回答いただきましたけれども、従来使われていたものではなく新設をしたという御回答でございましたね。いきなり新設で6種類も出てくるというのは、やはりもう少し丁寧な御説明が必要だったのかなと私自身は感じております。

それから、もう一点、ほ場に外部からの生物のところ、ミミズ等の「等」は小動物、例えば、昆虫ということで、そうやって御説明いただくと、そうなのかなと思いますけれども、ここのところはQ&Aで丁寧にお示しすることが必要ではないかなと感じた次第でございます。ありがとうございました。

○阿久澤会長 それでは、よろしいでしょうか。そのほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。ほかはございませんでしょうか。それでは、意見も出尽くしているようですので、有機農産物の日本農林規格の見直しにつきまして、原案どおり改正するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿久澤会長 その旨、報告いたします。

それでは、次に進めさせていただきます。引き続きまして、議題の(1)の3番目の有機加工食品の日本農林規格の見直し案について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 続きまして、資料3でございます。有機加工食品につきまして説明をさせていただきます。

表紙を1枚めくっていただきますと諮問がございまして、2番目のところにマルがついているかと思えます。

3-2~3-3でございます。3-2の概要を説明させていただきますと、有機加工食品につきましても、特色規格の性格を有するということで、所要の見直しを御検討いただきたいというのが「1 趣旨」でございます。

そのポイントでございますけれども、大きくは3点ございまして、まず1点目は、原材料として使用する有機以外の農畜産物等については、有機農畜産物等の入手が困難な場合に限り使用できるように厳格化する点。

2点目でございますが、有機農畜産物加工食品の名称の表示が有機農産物加工食品の名称と同一となるものについては、有機農産物加工食品でないことがわかるように記載することを規定すること。

3点目でございますが、使用可能な食品添加物及び薬剤について、生産の実情、国際的な規格等を考慮して追加及び削除するというところでございます。

3-3につきましては、位置付けと状況を整理したものでございます。読み上げさせていただきますと、「1 規格の位置付け」でございます。有機加工食品は、原材料である有機農産物及び有機畜産物の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとしており、生産方法に明確な特色があると認められることから、「特色規格」として位置付けられているものでございます。

「2 生産状況及び規格の利用実態」でございます。有機加工食品の認定生産行程管理者数は980でございます。外国の生産行程管理者数は791でございます。この数量を見ていただきますとおわかりいただけると思うのですが、年によって外国で大きく変動はあったりするのですが、数量的には大体安定しているといえるでしょうか、大きな変化はございませんで、今後ともこのような傾向が続いていくのではないかと考えられます。

3-4を見ていただきますと、他法令等での引用の関係でございますけれども、農産物同様に、酒類における有機等の表示基準、国税庁の告示でございますけれども、ここから引用されているものがございます。

「3 将来の見通し」は、先ほど申し上げましたが、国内の格付数量に大きな変化はなく、今後も同様な傾向が続くものと考えております。

「4 国際的な規格の動向」でございますけれども、国際的な規格としましては、コーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン」がございます。

コーデックスの食品表示部会において、使用可能資材としましてスピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅等を追加する案が検討されているという状況でございます。

そういうことを勘案しまして、特色規格に引き続き位置付けられるのではないかと思います。今度、改正案につきまして御説明させていただき、御審議をお願いしたいと思います。「有機加工食品の日本農林規格の改正概要」でございます。3-5から説明をさせていただきます。

まず「1 定義の改正」でございます。有機格付されたものを一般飲食物添加物として使用する場合は、有機原料としてカウントできることを規定するというものでございます。

これはどういうことかと申しますと、一般飲食物でありまして、食品添加物の目的で使った場合に、一般飲食物添加物に位置付けるという整理が食品衛生法上でございます。例えば、有機で格付けされたブドウジュースを着色目的で使った場合には、一般飲食物添加物という形で位置付けられるところでございます。

一方で、現行の「有機加工食品」の定義を見ていただきたいのですが、どういふことを書いているかと申しますと、有機加工食品につきましては、原料の有機の比率が95%以上のものを対象としましょうと書かれてございます。今、申しました有機格付けされた一般飲食物添加物は原料で見るのか、それとも95%を除いた残り5%で見るのかというのが課題となっております。現状では、Q&Aにおきまして、原料として有機の方でカウントしましょうという位置付けになっておりますので、そこを明確化するというのが最初の改正案でございます。

3-5に太い波線がありますけれども、ここはその旨を改正するところでございまして、部会から場所を動かした関係から太線が入っているところでございます。場所につきまして、3-7の「原材料の使用割合」のところを見ていただきますと、ここに書いていたものを「定義」の方に動かしましたので、3-7の「原材料の使用割合」のところを二重線で消しております。

3-6の「2 生産の方法についての基準の改正」でございます。最初のポツでございしますが、原材料として使用する有機以外の農畜産物等については、有機農畜産物等の入手が困難な場合に限り使用できるよう厳格化する。

2番目のポツでございしますが、別表2の薬剤については、有機加工食品へ直接使用するものではないことから、組換えDNA技術を用いて製造したものを除外する条件を廃止する。

3 番目のポツでございますけれども、有機加工食品の製造や保管を行っていない期間には、製造工場内等の病虫害の防除に別表 2 以外の薬剤を使用できることを規定するというものでございます。

まず、入手が困難な場合に限り使用できるように厳格化するというのが、3-6 のところでございます。先ほど 95%以上が有機ですと申し上げました。残り 5%ということでございますけれども、その 5%につきましても、有機であることを優先してほしいということから、まずは有機の原材料、農畜産物等につきましても、それを探してください、そういう努力をしてくださいということで、この 3-6 のところを書いているところでございます。

この関係で、パブリックコメント等ございましたのが、入手困難な場合に限るというときに、入手困難というのがどういうことかという御質問がございました。3-27 でございますけれども、ここを使って説明させていただきます。6 件の御意見がございまして、それに対する考え方でございますけれども、入手が困難な場合とは、有機原材料の販売数量が著しく少ない場合がありますとか、価格が著しく高い場合などが該当します。製品の仕様としての特定の産地等の原材料を使用する必要があり、当該原材料で有機のものがこれらに該当する場合も含むということの回答をさせていただきたいと思っております。

また元に戻っていただきまして、3-7 は先ほど申しましたように「定義」の方に移しましたので、二重線にしているところでございます。

3-8 の 3 のところでございます。右側に「表 2 の薬剤（組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く。）」とございますが、それが今回の案では削ることになってございます。この理由でございますけれども、原料として直接組換え DNA 技術を用いて製造されたものを使っているという実態がないものですから、これを条件をかけるということはちょっと厳し過ぎるのではないかとということがございまして、いろいろな方の御意見を踏まえまして、また部会での御議論も経まして、ここについては削除するという案をお示しさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、3-8 の左側の 4 でございますけれども、ここは新設になっております。「3 の方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合」ということで、どういう薬剤を使えるかということを書いてございます。別表 2 に薬剤があるのですけれども、別表 2 に掲載されていない薬剤を使用する場合についての規定がなかったものですから、ここで明確化するというところでございます。簡単に申しますと、加工食品をつくっている工場におきまして、ネズミだとかゴキブリを駆除したい場合があるかと思えます。食品を製造していないか、有機の加工食品を保管していない期間、何もない空の状態であれば、ネズミだとかゴキブリを駆除するために薬剤を使っているのではないかと。ただし、製造を開始する前に、そこら辺の薬剤についてはすべて除去された状態であることを前提とする必要があるという案でございます。

3－8の下「3 有機加工食品の名称及び原材料名の表示の改正」でございます。最初のポツでございます。有機農畜産物加工食品の名称の表示が有機農産物加工食品の名称と同一となるものについては、有機農産物加工食品でないことが分かるように記載することを規定する。

2番目のポツでございますが、転換期間中の表示は、現行では転換期間終了後にラベルの改版が必要となっている状況でございます。転換期間中である旨をシールで表示しやすいように、名称又は商品名の表示に近接した場所に1か所記載することにより、名称及び原材料名欄の転換期間中の表示を省略できることとするものでございます。

最初の点でございますけれども、3－9の「名称の表示」の1でございます。これはどういうことかと申しますと、有機の農産物と有機の加工食品につきましては、正しい表示をしませんと、消費者の誤解や購入現場において混乱が生じかねないことから、JAS法におきまして、指定農林物資という特別な位置付けがされております。この指定農林物資と申しますのは、有機の格付けをしたものでなければ「有機」という名称を使ってはならないという制限がかかっているものでございます。

一方で、先ほど加工品につきましては95%が有機の原料である必要があると申し上げましたけれども、有機の小麦を使っていながら、また、有機の牛乳とかバターを使って加工していくものがこれから出てくるのだと思ってございますけれども、例えば、パンにおきまして、牛乳だとかバターを5%以上使ってしまいますと、有機の加工食品という定義から外れてまいります。有機農畜産物加工食品という位置付けになるのですけれども、有機の農産物加工食品は名称の制限があります。有機の農畜産物の加工食品につきましては、今のところ、まだ制限がございません。制限がないと申しますのは、まだ出てきている量が少ないものですから、消費者が混乱するとか、誤解なさるという事態にはまだなっていないという現状を踏まえて、まだ特別な位置付けとしていないということなのです。ただ、先ほどのパンという話で考えましたときに、小麦を95%使ったものは名称の使用制限がかかり、牛乳やバターを5%以上使ったものには名称使用制限がかからないということが出てまいりますので、そこにつきましては、この改正案でありますように、有機農畜産物加工食品ではないということがわかるように記載することが必要であるということで、この改正案を示させていただきたいということでございます。

その際ということで、この波線でございますけれども、どこに記載するかということで、「名称又は商品名の表示されている箇所」に近接した箇所」に、ちゃんとわかるようにしなさいということを御意見等いただきまして、ここを修正の上、この案を示させていただきたいというのが最初でございます。

2番目でございますけれども、先ほど農産物のところで少し簡単に説明をさせていただきましたけれども、転換期間中ということを示シールで張ることによって、包材の有効利用を図っていきいたいという考え方がございます。加工食品におきましても同じ考え方

とさせていただきたいということでございます。

ただ、3－9の下のところにあります、加工食品につきましては、加工食品品質表示基準の中におきまして活字の大きさが定められているものがございますので、整合性を取りまして、14 ポイント以上の大きさの統一の取れた活字でこの表示をなさいたいということをここで整理させていただいているところでございます。

3－10の上の方もその関係でございます。

「4 資材の改正」でございます。「(1) 食品添加物」でございます。まず、使用可能な食品添加物について、追加及び削除を行うこと。

2番目としまして、別表1に INS 番号（食品添加物の国際番号付与システムによる番号）を追加するというものでございます。

最初の話でございますけれども、別表1等の関係でございますので、ここを説明させていただきますと、まず「乳酸」のところに、お米の関係を入れてございます。米と書いてございますけれども、ここは酒粕を入れたいということで、米というのが読めるようにしたいというものでございます。アルコールだとかワインだとか日本酒というのは酒類でございますので、JAS 法では2条におきまして外されております。JAS の対象外となっております。しかしながら、酒粕につきましては JAS 法の対象になり得ます。酒をつくる際には乳酸を用いることがありますので、ここでは乳酸ということで、お米の関係、酒粕が読めるように変えさせていただきたいというものでございます。

2番目は「タンニン」のところで「(抽出物)」を入れてございます。右側も既にタンニンが入ってございまして、ここは食品衛生法の書き方に合わせて括弧書きで抽出物を入れたいという話でございます。

3番目は「炭酸ナトリウム」でございますが、右との比較を見ていただきますと、「めん」を「麺」に変えているということでございます。

今度は「炭酸水素ナトリウム」でございます。これは新設でございます。これはどういうものに使っていくかということでございますけれども、飲料と野菜の加工品に使いたいというお話が出てきているところでございます。飲料につきましては、コーヒー飲料等に、若干酸味がある部分を調製するというので使いたいというお話をいただいております。

それから、野菜の加工品につきましては、乾燥する野菜の退色の防止、色が落ちるのを防ぐということから、これを使いたいという御要望がございまして、先ほど農産物のところで説明させていただきましたように、コーデックスの考え方等に照らし合わせまして、合致するというので追加をさせていただきたいという整理をしております。

それから、3－11 でございますけれども、「炭酸カリウム」でございます。砂糖類につきましては、製造時におきますたんぱく質やペクチンなどを除去する目的で必要であるということで、これも手順を踏みまして、入れさせていただく案でございます。それから「麺」は、右を見ていただきますとおわかりになりますように、漢字に変えたところ

ろでございます。

これ以降、削除するというのがずらずらと続いてまいります。これはどういうことかと申しますと、「DL-酒石酸」「DL-酒石酸ナトリウム」「DL-酒石酸水素カリウム」が削られているところでございます。これはコーデックスで酒石酸ナトリウムが認められていたため、わが国でも認めましたが、どの程度使われているのかを調べましたところ、使用実態がないということでございますので、ここは削除するものでございます。

続きまして「酵素処理レシチン」と「酵素分解レシチン」の部分を削除する案になってございます。ここも、使用実態等を確認しましたところ、ないということから、削除していくものでございます。

次に「レシチン（植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン）」ということで、ここを整理してございます。右側にも「植物レシチン」「卵黄レシチン」等、既にあるものでございますけれども、これらをコーデックスの整理に合わせましてまとめるというものでございます。

それから「マヨネーズ」を削りまして「ドレッシング」に変えております。ここはマヨネーズに使用があり得るということで規定としていたのですけれども、よくよく調べましたところ、マヨネーズにつきましては、品質表示基準、あるいは JAS 規格もそうなのですけれども、レシチンを使わないというのがございまして、整合性が取れておりませんでしたので、マヨネーズにつきましては削除しまして、その代わりに、コーデックスはドレッシングには使用できるという記載がございしますので、ここを「ドレッシング」という言葉に置き換えていきたいということで、ドレッシングを太線の波線にして書かせていただいているところでございます。マヨネーズ、ドレッシングの関係につきましては、パブリックコメントでも御指摘があったところでございます。

3-12 でございます。「木灰」の関係でございます。ここは、用途、こういうのにも使えるのではないか、使いたいという御要望を踏まえまして追加をしているものでございます。木灰を、沖縄そば、米の加工品、和生菓子、ピータンで使っている実態がございします。米の加工品だとか和生菓子はあるのかという点でございしますけれども、笹巻きでありますとか、あく巻きでありますとか、あるいはしだみというのでしょうか、ドングリからつくるあんみたいなものがございまして、そういうものに使っている実態があるということでしたので、ここに追加してございます。

逆に右側に「伝統的な製法によるチーズ」とありますが、チーズをつくる際に木灰を使用しないということでございましたので、ここを削除することを考えております。

「次亜塩素酸水」と「オゾン」の関係でございます。これは農産物のところにもあったのですけれども、説明をはしょってしまいまして申し訳ございませんでした。

「次亜塩素酸」につきましては、カット野菜に使っている実態があります。昔、O157 対策として、野菜は洗いなさいということで次亜塩素酸を使うということがあったと思います。ただし、最後に残らないようにする必要がありますので、農産物のところでは

その旨で入れさせていただいてございます。ここにおきましては、農産物の加工品に使用する場合のみならず、食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に用いるということで、殺菌性のあるもの、ただし、あまり残らないものにつきまして、コーデックスの考え方で整理して、これは該当し得るだろうということで記載させていただいているところでございます。次亜塩素酸自体は、右側を見ていただきますと、既に動物の腸というのはありますので、農産物関係のものを追加したというのがこの改正のポイントになってございます。

「オゾン」は新設でございます。実際の殺菌だとか消毒の現場では、次亜塩素酸もしくはオゾンを使うというのが流行ってきつつあると聞いてございます。オゾンはオゾン水の形だと思ってございます。オゾン自体は酸素から作り、酸素に分解されていく性質を持ってございますので、これもコーデックスの考え方に基づいて専門家の御意見を伺いまして、追加させていただきたいものでございます。

それから「(2) 薬剤」の関係でございます。ここも使用可能な薬剤について追加及び削除を行うということで、使用実態のないものは削除を行っていくということでございます。

「除虫菊抽出物」でございます。農産物でも少し説明をさせていただきましたけれども、農薬的使用ではないようなものがございまして、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合にはないということを入れた上で、ここに入れていたところでございます。簡単に言いますと、人間が蚊に刺されるのを防ぐために蚊とり線香を使う場合が考えられるわけでございます。

3-13 でございますけれども、今度は「ケイ酸ナトリウム」でございます。これは漢字を片仮名に変えてございます。経産省の所管する法律だと思いますけれども、化審法というのがございまして、この表記と合わせております。

それから「ホウ酸」でございますけれども、ここは「捕虫器に」を「容器に入れて」と置き換えております。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除くという考え方を明らかにする観点から追加記載しております。

「フェロモン」におきましては、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除くという観点を明確にする部分と、あとは「限ること。」ということで、書き方を少し変えているところでございます。

3-13の下でございますけれども、「食用に用いられる植物の抽出物」でございます。現在は「化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、農産物に対して病害虫を防除する目的で使わない場合に限ること。」とありますが、これは削除したいと考えております。これは、実態を調べましたところ、使われていないのではないかと調査報告が上がってまいりましたので、使われていないのであれば削除しようということで、削除する案をお示ししました。部会におきまして、ニンニクとか、トウガラシ抽出物を使っている実態があるのではないかと御指摘がありましたので、その

後、調べました。その結果、使われている実態が食用でなかったりとか、抽出物でなかったりということでございましたので、今回はこのまま私どもの案で御議論いただけないかと考えております。

それから、3-14でございます。これは農産物のところで説明すべきだったのですが、「カプサイシン」を追加したいと思ってございます。これは御存じのようにトウガラシの関係でございますので、ネズミがこれを嫌がるということで、忌避剤として使用するという条件をつけて、なおかつ農産物に対して病虫害を防除する目的で使用する場合を除くという条件をつけた上でこれを認めたいと考えているところでございます。

これが改正案の概要でございます。

あと、部会の方でございますけれども、3-24、25に部会で御審議いただいた日時、それから、そのときの委員のお名前をつけさせていただいております。

3-26でございます。農産物同様、パブリックコメントを行いました。11月14日～12月13日にかけて行っております。20件、個人6、団体9、企業5から御意見をいただいております。この御意見は右側でございますので、またポイントを絞って説明させていただきたいと思っております。

それから、海外に事前にこういう規格の改正を考えているということをアナウンスしましたところ、ニュージーランドとスイスから御意見がありましたということでございます。

読み上げさせていただきますと、ニュージーランドにつきましては、アルゴンを追加してほしいという御意見がございましたけれども、日本におきましてアルゴンは添加物として指定されていませんので、追加することは難しい旨を回答させていただきたいと思っております。

それから、別表1及び2から削除する案を出しておりますけれども、コーデックスガイドラインでは使用が認められているものでございますので、なぜなのかという御質問でございました。その回答でございますけれども、別表1から削除する食品添加物はすべてコーデックスガイドラインに記載されているわけではないということと、別表2から削除する薬剤は使用実態がないということでございます。また、別表に記載されている薬剤以外であっても、有機加工食品の製造・保管中以外には使用可能であるということがありますので、その旨を回答したいと考えております。

それから、スイスにつきましては、資材の改正の部分について、可能であればコーデックスガイドラインとの相違する部分につきまして明示してほしい旨の要請がございました。コーデックスガイドラインの資材リストにない資材につきましては、ガイドラインにある「各国による資材一覧の策定基準」にのっとって検討を行って、基準を満足するもののみを追加しているということで、相違する部分はないということを回答したいと考えてございます。

また、食品添加物の追加または削除の理由を具体的に知りたい旨の質問がありました

ので、これを回答したいと考えております。

3-27 からがパブリックコメントの御意見と、それに対する考え、回答でございます。まず、御意見を踏まえ、変えたところでございますけれども、3-27 の「第3条 定義」の最初のところでございます。「今回の改正に伴い、転換期間中有機農産物の定義の欄における『有機農産物の日本農林規格』の『ほ場又は採取場の項基準の欄1の(2)』の規定を『ほ場の項基準の欄2』に改正すべき。」ということでございます。先ほどの説明では飛ばしてしまって申し訳ございませんけれども、御意見を踏まえて、「ほ場の項基準の欄2」と規定をしているところでございます。

それから「第4条 原材料」でございます。「入手が困難な場合」は先ほど読み上げさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

それから、3-28 でございます。第4条の上から4番目でございますが、「別表2以外の薬剤を使用できる期間として有機加工食品の製造期間を除くだけではなく、有機原料や有機製品の保管期間も除くべき。」ということがございます。当初の案は、有機の加工食品を製造している期間だけにしていたのですけれども、保管している期間も使ってはいけないということで、有機を製造している期間だけではなくて、保管する期間も除くということで、その御意見のとおり規定をしたということでございます。

それから、3-29 でございます。「別表1 食品添加物」のところでございます。2番目のところでございますが、別表1の添加物リストのレシチンの基準欄に使用できる食品として「マヨネーズ」がありますが、品質表示基準等でこれは使えないのではないかとということで、違う名称にしてほしいという御意見でございました。御意見を踏まえて、「マヨネーズ」を「ドレッシング」に書き換えたところでございます。

改正した点は以上でございまして、御質問等につきましては、Q&Aを入れるという部分、それから、御質問については個々にお答えするというので、パブリックコメントにつきまして回答させていただきたいと思っております。

あと、3-30 の最後の＊ですけれども、これも農産物同様、その他の意見の提出もいただいたところですが、今回の改正案には直接関係のないものでございましたので、御意見として承りまして、今後の参考とさせていただきたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

議題審議中ではございますが、これで午前中の審議を終了させていただきまして、部会報告から午後の審議にさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○箴島上席表示・規格専門官 事務局から1点だけ説明させていただきます。午後のスタートの時間でございますが、約1時間後ということで、13時10分からお願いしたいと思いますので、傍聴の皆様、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○箴島上席表示・規格専門官 委員の方々、また傍聴の方々もそろわれていますので、これから午後の部の審議を再開させていただきたいと思います。

申し訳ございません、午前中に一点、説明を飛ばしてしまったものがございましたので、加工食品の資料を少し説明させていただきたいと思います。説明を飛ばしたのが、添加物の関係で INS 番号を入れましたというのがありまして、それはどういうものかという説明が抜けてしまいました。申し訳ございません。3-18~3-19 を開けていただけますでしょうか。横表、小さな字でございますけれども、3-18 の左側、真ん中よりちょっと上のところに「別表1 食品添加物」とございます。これを見ただけですと、左側に INS 番号ということで、これは国際的につけるルールがある番号でございます。この番号をつけていくことになります。

これをつけることのメリットでございますけれども、日本ではどういう添加物を OK にしているのか、あるいは使えないのかという問い合わせがありますので、そこが簡単に答えられるようにということ、また、国際的な整合性を取るという観点から、ここに番号を入れるという改正をさせていただきたいということでございます。

説明は以上でございます。これ以降の進行は、また阿久澤会長、よろしくお願いいたします。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

引き続きの審議ということになりますが、御説明いただいたということで、この件につきましても、昨年 10 月の部会で審議されております。部会長を務められました丸山委員から報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○丸山委員 有機加工食品の日本農林規格の改正案につきましては、昨年 10 月 12 日の部会で審議されました。5 点申し上げます。

1 点目は、第 4 条の「原材料」の項で、有機以外の農畜産物を使用できるのは、まずは有機のものを採って、同一の種類の有機農畜産物の入手が困難な場合に限るという改正案になっております。まず、同一の種類という範囲が広がり過ぎないように解説書等で規定をしてほしい。例えば、なまいもこんにゃく等を 5% 以下で使いたい有機加工食品があったときに、有機なまいもこんにゃくは入手困難だけれども、有機こんにゃくの粉はあるのではないかとか、こういったときに、粉にしなければならないとか、そういう解釈にはならないようにしてほしいという御意見がありまして、事務局から Q & A で解釈を示しますという回答がありました。

同じ項目で、入手困難ということについて、どういう場合なのかという質問がありまして、事務局から、コスト面もその 1 つですが、その他の要因もありますという回答がありました。

3 番目に、これも新しく入っておりますが、第 4 条の「製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理」のところで、有機加工食品を製造していない期間に限り、別表 2

以外の薬剤を使ってもよいということが新設されておりますけれども、そこは製造だけではなく、保管している期間にも使用できないのではないですかという意見がありました。事務局から、有機加工食品を保管している期間にも別表2以外の薬剤は使用できないと考えておるのですが、規定の書きぶりにつきましては検討しますという回答がありました。

4番目に、第5条の「名称の表示」の項で、有機農産物加工食品と同一の名称となる有機農畜産物加工食品につきまして、名称欄に有機農産物加工食品でないことがわかるように記載すると、有機と記載しながら有機農産物加工食品ではないと記載することになって、わかりにくいという意見がありました。事務局からは、有機農産物加工食品でないことを記載する箇所については、名称欄に限定しないという回答がありました。

最後に、使用可能な薬剤の別表から食用に用いられる植物の抽出物を削除する案になっておりますが、ニンニク、トウガラシ等の抽出物を使用している実態があるので削除しないでほしいという意見がありまして、事務局から、事務局で整理した上で総会に提案しますという回答がありました。

以上、改正案のうち、事務局で整理した上で総会に提案するとされた部分がありますが、それ以外につきましては、部会として、提案された改正案について専門的見地からの検討を終えたことをここに御報告いたします。以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

本件につきましても、さきの案件同様、部会での熱心な議論の状況につきまして、丸山部会長から報告がありました。有機農産物同様、部会での専門的見地からの議論を踏まえつつ審議を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、有機加工食品の日本農林規格の見直し案について、御質問や御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。受田先生、お願いします。

○受田委員 今、丸山部会長からも御説明ございましたけれども、第5条に有機農産物加工食品でないことがわかるように記載する。確かにここも非常にわかりにくいというのが率直な印象です。特に消費者サイドに対して、これをどうお伝えするかという視点が非常に重要なのではないかと思います。指定農林物資で規定されているものと、そうでないものがあって、任意であるということがこの表示を非常にわかりにくくしているという点から考えると、今後、任意であるものを指定していく方向を検討しているのかどうか、ここについて伺いたいと思います。

○阿久澤会長 この件について、いかがでしょうか、事務局。

○島崎表示・規格課課長補佐 確かに部会するときでも、農産物加工食品と畜産物加工食品については非常にわかりにくいと。これは長年、いろいろな委員会で私の方も御相談をしているのですが、いろいろな提案をしても、やはりわかりにくいとずっと言われておりまして、おっしゃるように、すべてを指定農林物資にするというのが整理としては非常に簡単であるとは理解をしております。ただ、そういうふうに整理をすると、

表示について強制力が発揮されるということもあるので、当然、強制力に対する市場の影響なども見ているという状況です。有機に関しては、一度、意見交換会を調査会のほかに開いたことがございまして、その中でも、指定農林物資については御意見を広くいただきました。意見交換会というのは霞が関だけではなくて、全国でやりました。仙台だとか、九州だとか、いろいろなところでやって、いろいろな方々の御意見をいただいたところなんです。その中では、指定農林物資に全てすべきではないかという御意見を多くいただいたという認識をもっておりまして、我々の中には、そのことに対する問題意識は常に持っているという状況ですが、いかんせん変えるとなると強制力を発揮するので、慎重に考えていると申し上げていいかと思います。

○阿久澤会長 よろしいでしょうか。

○受田委員 はい。

○阿久澤会長 そのほか、ございますでしょうか。野々山委員、お願いいたします。

○野々山委員 3－5の有機加工食品について、第3条の一番上からなのですが、例えば、現状、入手困難な場合というのは、コストとか、いろいろな面も含むということをおっしゃられていたのですが、その基準とか、そういった目安というのは、これは通るけれども、これはだめとか、そういった差は認定委員によって出てこないのでしょうか。

○阿久澤会長 お願いいたします。

○島崎表示・規格課課長補佐 部会するときにも若干お答えをしたのですが、コストについて、例えば、3倍以上ならとかいう決めがなかなかできないというのが実態です。午前中に受田委員からもありましたけれども、いろいろなところで判断が本当に統一されるのかということについては、常々我々も気を遣っているというか、当たり前なのですが、それについては慎重にしております。検査員が検査に行くときも、ピックアップをして、FAMICの担当者が、検査員の後ろに張りついて、その方が認定事業者にどういう質問をするのか、質問の漏れがないのかチェックをするというシステムを取っています。チェックされる方も、チェックする方も、あまりうれしくはないかも知れないですが、それをするによって、差が出ないようにというのが守られているというふうに理解をしておりますし、今後もそれらについては続けていきたいと考えています。100%かと言われると、なかなかお答えしにくいのですが、最大限の努力はさせていただいていると考えています。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。ほかにもございますか。仲谷委員、お願いいたします。

○仲谷委員 今の3のところの、有機農産物加工食品と有機農畜産物加工食品の話なのですが、わかりやすく記載ということで、例えば、記載方法とか、文言とかいうものを、今後、何かガイドライン的なものが出るのかどうかということと、もう一つ、表示に関しては、今、消費者庁で食品表示一元化の検討が行なわれていますが、そことの関係性

について御説明いただけたらと思います。

○阿久澤会長 2点ございます。方法、文言に関するガイドラインと、表示一元化の検討との関係。

○箴島上席表示・規格専門官 まず、1点目の御指摘の件でございますけれども、事務局としましては、Q&Aといいたいでしょうか、何らかの形で目安みたいなものをお示しさせていただきたいと思っております。

それと、2点目でございます。消費者庁で御検討いただいていると思っておりますけれども、食品表示一元化の検討との絡みでございます。有機の表示は、冒頭申し上げさせていだきましたように、指定農林物資という、制限をかけて、それでなければ「有機」という名称は使ってはいけないというところの整理につきましては、実は規格とくっついてることから、一般の表示とは性質を異にするということで、切り分けがなされております。ただ、消費者庁で検討いただいている部分と大きく異なるものをやっては、かえって混乱が生じかねないというのがありますので、動きにつきましては注視をしていきたいと思っております。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。 それでは、丸山委員。

○丸山委員 2点ありまして、1点が質問で、1点がお願いです。

質問は、3-13~14 ページにかけましての「食用に用いられる植物の抽出物」と「カプサイシン」なのですけれども、先ほどの御説明の中で、使用実態があるよというパブリックコメントが出たのだけれども、よくよく調べてみたら、これは復活するに該当しないものだという御説明だったと聞いたのですけれども、具体的に、例えば、どういうものが使用実態ありというコメントがあって、どういう判断でそれはこれに該当しないのだといったような、幾つか具体的な事例を御紹介いただけないかということと、カプサイシンだけが入っているのですけれども、カプサイシンというのは、よくわからないのですけれども、トウガラシの粉か何かを買って使うということなのか、あるいは食用に用いられるトウガラシを自分で煮たりして抽出したエキスみたいなものをカプサイシンとみなしてよいのかという、その辺の質問です。

お願いの方なのですけれども、パブリックコメントの募集結果の御意見に対する考え方という部分がありまして、これは有機農産物、有機加工食品、その他有機畜産物も含めまして全部なのですけれども、この考え方の中には、規格の解釈を明確に示している部分もあると思えます。私も長年もやもやしていたようなものが、きれいに、すっきりと、こうですと書いていただいている部分、例えば、農産物で言えば、ボードン袋だとか、人の保健のために使用する薬剤は使えるとか、そういったものが明確に書いてありまして、私も現場で検査員をやっておりますけれども、JAS 規格と Q&A を持って現場に赴くわけなのですけれども、ここに書いてあるものも解釈として当然、現地で審査する場合には必要なものです。Q&A と JAS 規格では漏れてくる部分になると思えます。したがって、お願いは、有機 JAS のホームページの Q&A 等の項目と同列のとこ

る辺りにパブリックコメントの考え方を掲載していただけないか。そうすれば、事業者もこの内容が明確に規格解釈として理解できるし、我々検査員もそれを持って検査に臨めるということで、お願いでございます。以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問いただいた件につきまして、お願いいたします。

○島崎表示・規格課課長補佐 抽出物の話ですけれども、例えば、シトロネラオイルとかいうものを言われましたが、よくよく聞くと、食用でないということがあって、まず該当しない。食用であるものがあつたとしても、それも聞いたのですけれども、工場の外でまくものだとかいう話があって、ここの中に入れる問題ではないという1つの整理をしました。

もう一つは、もともと FAMIC で検討していたときに議論になっていた、例えば、食品そのものを害虫の餌に使うだとかいうことも読めるようにしてほしいというのがたしかあつたのですけれども、それはこういうところであらわすのではなくて、食品そのものをトラップの餌として使うのは問題ないので、それは別途 Q & A 等で示すことにします。従って、そういう使い方をするものについては、ここで読まなくても十分使えます。だから、トウガラシなども、そのまま使うとしたら、抽出物と書いてあるので、違う意味になりますねということで、我々が受けたパブリックコメントの中では、当事者にお電話をさせていただいて、事情を聞いて確認をして、大丈夫だろうという判断をしたということです。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

質問に対しましては、それでよろしいでしょうか。

○丸山委員 カプサイシンは何にお使いになるのですか。

○島崎表示・規格課課長補佐 カプサイシンと書いてあるけれども、トウガラシの粉で読めるかということですかね。このカプサイシンは、そういうものは想定していなくて、あくまでも合成のものを想定しています。

○丸山委員 わかりました。

○阿久澤会長 それと、要望という形で、有機 JAS 規格への、今回新設された考え方等をホームページ等に掲載してほしいということですが、それについては御検討いただくということでよろしいでしょうか。

○島崎表示・規格課課長補佐 パブリックコメントの回答は、ここに載せてあるものは、そのままホームページに載せる予定でございます。今、御提案している、委員の方々、あるいは傍聴席にお配りしているものは、そのまま資料として載りますので、これは使っていただけるということです。

○阿久澤会長 よろしいですか。

○丸山委員 それを調査会の議事録のページではなく、有機 JAS の Q & A 等に並列して出していないかというのが私のお願いなのです。

○阿久澤会長　お願いします。

○島崎表示・規格課課長補佐　その旨、その方向で考えたいと思います。

○阿久澤会長　どうもありがとうございました。

そのほか、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、意見も出尽くしたようですので、有機加工食品物の日本農林規格の見直しにつきまして、原案どおり改正するという事でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長　その旨、報告いたします。

それでは、引き続きまして、議題の（１）の４番目の有機畜産物の日本農林規格の見直し案について審議いたします。事務局から御説明をお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官　資料４でございます。これも枚数的には４９ということで、農産物並みに分厚くなっておりますが、ポイントを絞りつつ、できる限り丁寧に説明させていただきますと思います。

まず、４－１を開けていただけますでしょうか。ここは諮問でございます。４のところにマルがついてございますけれども、畜産物の農林規格の諮問でございます。

それから、４－２でございます。有機農産物加工食品同様、特色規格の性格を有するものとして見直し、改正を行っていただきたいというのが「１　趣旨」でございます。「２　内容」でございます。大きく５点ポイントがございます。

まず、１点目でございますが、転換期間中有機飼料の給与について、期限付きで給与割合の制限を緩和する。

２番目でございます。家畜の病気の予防のため、濃厚飼料の給与割合を下げる。

（３）家きんについては、自家繁殖できない実態を踏まえ、ひなを購入できることとする。

（４）乳用牛、繁殖用雌牛及び採卵用家きんを有機肉用に転換して飼養する場合の条件について規定する。

（５）解体工程における食肉の消毒又は卵の洗浄に飼養する調製用等資材について、生産の実情、国際的な規格等を考慮して追加するという事でございます。

続いて４－３でございます。まず１の現在の位置付けはどうなっているかということでございますが、読み上げさせていただきますと、有機畜産物のＪＡＳ規格では、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養した家畜又は家きんから生産すること等を規定しており、生産方法に明確な特色があると認められることから、「特色規格」として位置付けられているものでございます。

２～４の状況も踏まえまして、引き続き特色規格として位置付けること、また、その規格について、後で述べさせていただくような改正を考えておりますので、御審議お願

いしますというのがこの中身になってございます。

2 番目が「生産状況及び規格の利用実態」でございます。畜産物につきまして、認定生産行程管理者、国内が 8、外国につきましては 20 という状況でございます。

格付数量でございますけれども、卵や生乳が中心になっているところでございます。

他法令等での引用でございますが、この前の 2 つの規格同様に、酒類における有機等の表示基準で引用されているところでございます。

「3 将来の見通し」でございますが、この格付状況等を勘案しますと、格付数量は国内及び外国ともに増加傾向にあるのではないかと考えておりまして、今後とも同様な傾向が続くと考えているところでございます。

「4 国際的な規格の動向」でございますが、国際的な規格としまして、コーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン」がでございます。

コーデックス食品表示部会におきまして、使用可能資材としてスピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅等を追加する案が検討されているという状況にございます。

4-4 から、概要について説明をさせていただきます。「1 定義の改正」でございます。最初のボツでございますが、有機畜産用飼料及び平均採食量の定義を新設するというところでございます。新設と書いてございますが、この用語自体は既に規格の中にございまして、定義に入れることで明確な位置づけをしていきたいという話でございます。

まず「有機畜産用飼料」でございますけれども、「有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料をいう。」ということで、既にこの 2 つはあるのですけれども、これをまとめて有機畜産用飼料とさせていただきたいというのがこの中身でございます。

ここはちょっとわかりづらいのですけれども、4-23 を開けていただけますでしょうか。第 3 条の定義でございます。ここを見ていただきますと、上から 4 つ目に「有機飼料等」と既にございまして、その下に「有機畜産用自家生産飼料」とございます。これをまとめるような概念で整理したいというのが 4-4 の最初の中身でございます。

4-4 に戻っていただけますでしょうか。次に「更新」というところがございます。この更新につきましても既に概念がございますが、概念の整理を行いたいというのがこの中身でございます。具体的には、現行との違いは、家きんを除いているということでございます。家きんにつきましては、今はひよこの段階で購入していくということで、自家繁殖を行うという実態がほとんどないことから、その実態を踏まえまして、更新という考え方から家きんを外そうというものでございます。外したものにつきましては、購入ということで考え方を整理したいと思っております。

それから「平均採食量」でございます。これも言葉としては既に規格の中にあります。ここを新たに定義をして位置付けていきたいというのが 3 番目でございます。

4 番目の「動物用医薬品」でございますが、今の規定がわかりづらいということから、わかりやすいように、本来の書きぶりにしたというのがこの 4 番目でございます。

それから「2 生産の方法についての基準の改正」の「(1) 畜舎又は家きん舎」で
ございます。ここににつきましては、先ほど4-3の「規格の位置付け」のところで少し
読み上げさせていただいたのですが、上から3行目に「動物の生理学的及び行動
学的要求に配慮して飼養した」とございます。この中身を規格の中に書き込んでいく
というのが、この4-4のポイントになってございます。

4-4を読み上げさせていただきますと、最初のポツでございますが、畜舎及び家き
ん舎の基準に、湿度及び換気に関する規定を追加する。

2番目のポツでございます。畜舎及び家きん舎の壁及び床にけがの原因となる突起物
がないことを規定する。

3番目でございます。畜舎及び家きん舎は、十分な容積のある構造であることを規定
するというものでございます。

具体的には、4-5の一番上を見ていただきますと、ここにアンダーラインで「湿度」
「換気」が入ってございます。「頑丈な構造であること」も入れてございます。この
頑丈なということにつきまして、部会におきましては、どのようなものであれば頑丈か
という御質問もあったかと思っております。これは現在のものが弱いとかいう意味で頑
丈にしようという話ではございませんで、壊れた箇所とかで動物が傷つくのを防ぐとい
うような意味でこの表現を使っております。コーデックスにもこのような表現がある
ことから、並びを取って入れているところでございます。

それから、(6)に壁や床に、けがの原因となるような突起物がないことを入れてお
ります。

(7)は振り仮名を振ったところでございます。

(8)は、面積だけではなくて容積をとということで、「容積」の言葉を入れていると
ころでございます。

これが畜舎の関係でございましたので、今度、家きん舎につきまして、同様な規定を
入れてございます。4-5の2から家きん舎でございます。4-6にかけて、同様でご
ざいます。

今度は「(2) 野外の飼育場」でございます。これも先ほどの畜産の飼育の考え方に
基づいているものでございます。家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入り
できない場合に、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる施設を有しているこ
とを規定しておりますけれども、その中には、立木又は林を有していることでもよいこ
ととするということでございます。

原則は、自由に出入りできるということなのですが、ここでは雨、風、日光、
気温を避けるための「施設」という言葉が出てまいります。施設の中に立木や林みた
いなものも考えられるのではないかと。この立木と林を新たに追加しようとい
うのがこの中身でございます。

2番目のポツは、これはひよこを想定してございますけれども、カラスとかに襲われ

たりする可能性が当然あり得ますので、侵入等についての対策を講じることを規定しましょうという話でございます。

具体的には、4－6の(3)が「立木、林又は」を書き加えているところでございます。

それから(4)が捕食者の侵入対策を書いているところでございます。

それから、4－7でございますが、ここは太線の波線が入っております。ここにつきましては、書きぶりを正しくしたと言いましょいか、「家きん」が抜け落ちておりましたので、入れたところでございます。

(7)(8)は削除することになってございます。これを削除しまして、新しく表を作っております。その表が4－8の別表6に入れてございます。本文から表の形に書き直して、わかりやすくしたところでございます。

「(3) 飼養の対象となる家畜又は家きん」でございます。家きんにつきましては、自家繁殖できない実態を踏まえ、ひなを購入できることとする。これは「定義」の「更新」のところで家きんを外した代わりにこれを入れるということでございます。

それから、乳用牛、繁殖用雌牛及び採卵用の家きんを有機肉用に転換して飼養する場合の条件について規定するというものでございます。乳用牛でありますとか、採卵用の家きんが、乳を出したり、卵を生むということで、本来の目的で飼育されるわけでございますけれども、その本来の目的を終えましても、一生を終えるまでに時間がありますので、この間、有機的な生産をしていた場合において、これを肉として使えるようにしたいというのがこの中身でございます。

それから、4－9でございます。エが先ほどの「家きんを購入する場合」という話でございます。

イのところに「品種」というのが太い波線が入っております。右側では「畜種」と入っているのですが、これは正確に言いますと品種だという部会の際の御指摘がございまして、表現を変えたものでございます。これはどういうことかと申しますと、例えば、ホルスタインを飼養していた部分に、新たにニュージャージー種を入れていくような場合を考えておりましたので、これは「品種」の方が適切と考えたところです。このような場合には購入をするという規定が4でございます。

続きまして、4－10でございます。先ほどの家畜又は家きんにつきまして、卵を生むとか、乳を取るみたいなどの目的を終えた後につきましても、有機的な生産をした場合、肉とすることを認めることをしたいと申し上げました。それはどのぐらいの期間があればいいのかということをご示しているものでございます。改正案ということで、具体的に期間をずっと定めているところでございます。

「(4) 飼料の給与」でございます。転換期間中の有機飼料の給与につきまして、期限付きで給与割合の制限を緩和したいというのが最初でございます。

2番目が、給与の可能な飼料としまして、岩塩などのミネラル成分、魚粉、藻類、酵素及び微生物を追加したいという案。

それから、平均採食量を実態に即して改正する。

4 番目ですが、有機畜産用飼料の入手が困難な場合、一定の割合まで有機畜産用飼料以外の飼料を給与できる現行経過措置の規定を削除し、規格の中で規定する。

それから、有機飼料以外の飼料を給与可能な場合として、飼料の輸送経路の途絶の場合を追加する。

最後でございますけれども、濃厚飼料の給与割合を引き下げるところでございます。

4-10～4-11 にかけてが最初のポツの転換期間中有機飼料の給与について、期限付きで給与割合の制限を緩和するということでございます。これを読んでもいただきますとおわかりになるのですが、転換期間中と表示されたものを使える割合が、今、右側にも既に書かれているところでございます。ここに新たに有機畜産物の生産に用いるために、飼養を開始してから3年以上経過した場合はという文章が入っております。3年以上経過した場合は、30%以下というふうにつながってまいりますので、3年以上経過したら、今の基準のとおりやってください。ただ、1年目、2年目、つまり始めてから2年目までは、この制限を外しますというのがこの中身になっております。

4-11 の(2)でございます。ミネラルの補給を目的とする飼料で、入手が困難な場合は、ミネラルの補給を目的とする飼料添加物を給与できることを明確にしてございます。

それから(3)が追加していく部分でございますけれども、化学処理を行っていない魚粉及び藻類、それから(4)で酵素及び微生物という部分でございます。

化学処理を行っていない魚粉というのはどういうことかと申しますと、魚粉は油が多いということで酸化しやすいものがございまして、酸化防止剤なり、酸化しにくいような工程を経る必要がありますので、そういうものを行っていないことを明記したいという意味でございます。(3)の右を見ていただきますと、蚕のさなぎ粉があるのですが、これは規定はしたのですが、現在、実績がございませんので、これに変えまして魚粉と藻類を規定したいという話でございます。

(4)の酵素と微生物につきましては、アミラーゼでありますとか、酵母でありますとか、そういうものが考えられますので、ここで規定をしているところでございます。

4-11 の2でございます。これは主なポイントには挙げてございませんけれども、まず、原則として母乳で育ててくださいという考え方を明らかにすること。ただし、給与する母乳が不足する場合は、母乳以外の天然乳を給与するという考え方を整理したいということでございます。

4-12 の3でございますけれども、右側の「当該家畜を飼養する農場内にあり、」というのが消えてございます。ここは、このまま入れておきますと考え方がわかりづらいということで、削った方がわかりやすい、本来の目的が伝わるのではないかとということで削除しております。

4は新設でございます。ここは、今、経過措置として書かれているものがございまして、それを本則の中に持ち込んできたものでございます。中身につきましては、(1)牛、めん羊又は山羊につきましては15%、今度は4-13でございますけれども、(2)馬、豚または家きんにつきましては20%、有機畜産用以外の飼料を給与することができるという規定になっているところでございます。我が国の自給率等を考えましたとき、特に飼料につきましては、海外から輸入してきている実態がかなりございますので、それを勘案したときに、事業者、生産者の努力がどこまでできるかということも考えまして、経過措置として入れたところでございます。

しかしながら、この状況が事業者だけの努力でどこまで改善されるのかというのが1つポイントだと考えておりまして、経過措置で引き続き規定していくのがいいのかという点、それから、今後5年間にこの状況が改善されるかという点を考えましたときに、附則に置いておいた方がいいのではないかという御議論が部会で少しございましたけれども、努力義務を課した上で本則中に記載することが望ましいというのが私どもが考えたところでございます。

こういう書き方が例外なのか、それともほかにあるのかということも調べましたところ、例外規定を規格本則に記載しているというのはほかにもございまして、特に珍しいことではないということもありますので、附則で定めるよりは、本則の中でこの位置付けを明記していきたいと考えているところでございます。

それから、4-13の5でございます。例外規定の続きになってございますけれども、「災害又は輸入」というところで、途絶によって有機畜産用飼料が入手困難な場合については、有機畜産用飼料以外の飼料を使うことを規定しております。その中に輸送経路の途絶という場合、なかなか想定しづらい部分もあるかと思えますけれども、例が悪くて恐縮でございまして、さきの大震災のような天災が起きまして輸送経路が途絶したような場合をここでは想定しております。

それから、6に入りまして、濃厚飼料を使い得るといいますか、その割合を規定している部分がございます。現行では90%未満というのを入れてございますけれども、日本飼養標準というのがございまして、それとの整合性を図りまして、75%、80%という形に数字を下げていきたいというのが、この6番の中身でございます。

それから、経過措置でございます。先ほどの本文に入れたということでございますので、4-13につきましては、これを削除したいところでございます。

今度、4-14、別表3でございます。これは平均採食量でございます。1日当たりの平均採食量ということで、基準を定めておりますが、現行のものを専門家に確認していただきまして、おおむね数値としては増やしているところでございます。

「(5)健康管理」でございます。最初のポツでございますが、家畜又は家きんが病気や負傷をした場合には迅速に治療する旨を規定する。

2番目のポツでございます。動物用医薬品の使用についての条件を細かく規定する。

3 番目でございます。卵や牛乳の生産の促進を目的とする物質の投与を禁止するというものでございます。

最初のポツは、4-15 の「健康管理」の2でございます。読み上げさせていただきますと「家畜又は家きんが傷病に罹患した場合、必要に応じて隔離し、迅速に治療すること。この場合、家畜又は家きんが不必要に苦しむことのないよう治療や処置を行うこと。」ということでございます。現在も治療してはいけないという話になっているわけではございませんけれども、積極的にやってくださいというのをここで規定しているところでございます。

3 で、動物用医薬品の使用についてを入れているところでございます。アンダーラインが入ったことによって、条件が若干細くなったということでございます。

4 は、ビタミン、ミネラルの関係は、第1条の「定義」のところとの兼ね合いでここに規定されているところでございます。

5 は「3にかかわらず、」ということでございますけれども、抗生物質の使用ということで規定してございます。3までの措置でも効果がない場合には抗生物質を使うことができるということでございます。ここは農産物の考え方と同じでございまして、努力を重ねてください、その上で最後に抗生物質を使ってくださいという流れになっているところでございます。

それから、4-16 でございます。6で「成長又は生産の促進を目的とした飼料以外の物質を給与しないこと。」ということでございますので、例えば、卵をたくさん生ませることを目的として使うようなことはだめですということを規定しているところでございます。

4-16 の「(6) 一般管理」でございます。最初のポツでございますが、家きんを区分された運動場所及び休息場所を有する家きん舎で飼養する場合は、野外の飼育場に自由に出入りさせなくてもよいこととすること。これは、原則、外に自由に出してくださいというのがあるのですけれども、大きな施設をつくりまして、その中に運動や休息場所が設けられているような家きん舎があると聞いてございます。そういう場合については外に出さなくてもいいですという規定でございます。

2 番目のポツは、野外の飼育場に出入りさせなくてもよい条件ということで、悪天候の場合を追加すること。

3 番目のポツは、排せつ物の処理は、土壌の劣化を招かない方法により行うことを追加したいと思っています。

最後のポツでございますが、と殺に関する基準を「と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理」の項に動かすということでございます。

最初のポツの中身でございますけれども、4-16 の一番下の「一般管理」の1から4-17 の1行目にかけて記載しているところでございます。こういう部分がある場合はいいよと書いているところでございます。

2 番目で、出入りを自由にさせなくてもいい条件で悪天候を追加してございます。

4-17 の（8）で、これも出さなくていい期間として「運動」というのを入れてございます。これはどういうことかと申しますと、牧草が育っている途中に出してしまいますと、牧草が全部食べられてしまったりというのものもあるかと思ひますし、また、運動で掘られてしまつて、なかなか育たないという場合もあり得ますので、そういう場合に、野外に出すことについて若干制限をかけてもやむを得ないのではないかというのがこの（8）でござひます。

4-18 に移ります。6 でござひます。家畜又は家きんの排せつ物の取扱いでござひますけれども、現在、水質汚濁を招かない方法で管理しなさいというのが入つておりますけれども、「土壌の劣化」もここに入れまして、排せつ物の有効利用を促しているところでござひます。

7 でござひますけれども、輸送に当たつての電気刺激だとか、精神安定剤を使用しないというのがあるのですけれども、この条件に「捕獲」も入れたいということでござひます。

次に、削除することになつてござひますが、右側はと殺のものが書かれてござひますので、これを 4-19 ページに移していきたいということで、ここを削除したいというものでござひます。

それから、10 でござひます。「有機飼養されていない家畜又は家きんと接触しないよう管理を行うこと。」とござひますけれども、実態におきまして、これらを混合して飼うことがないと聞いておりますので、ここについては実態を踏まえまして削除したいということでござひます。

「（7）と殺、解体、選別、調製、洗淨、貯蔵、包装その他の工程に係る管理」でござひますが、「と殺、」を入れて、項の名前を変えてござひます。先ほど申しました、と殺の関係はここに動かしましてというのが最初のボツでござひます。

2 番目のボツでござひますが、と殺はできる限り意識を喪失させた後に行ふことを追加すること。

3 番目のボツでござひますが、ほかの規格でも同じでござひますけれども、有害動植物の防除目的で使用可能な薬剤について、有機加工食品の JAS 規格の別表 2 の引用をやめて、有機畜産物の規格中に別表を新設すること。これはほかの規格を見なくていいように、この規格の中に位置付けますということでござひます。

4-19 の上の 2 行目のボツでござひますけれども、解体工程における食肉の消毒及び卵の洗淨に使用する調製用等資材にオゾンを追加したいということでござひます。4-19 の 2 がと殺の関係でござひます。ここに位置付けるとともに、意識を失わせて苦痛を最小限にしてと殺するのだということを記載しているところでござひます。

それから、別表の関係が 4-19 の 3 の（1）でござひます。別表 10 を新設して、ここを見ればわかるようにしたいという話でござひます。

それから、4-20でございます。別表 10、11 との関係でございます。これは番号を変えていく過程におきまして、括弧書きが消えている部分がございます。これはどういうことかと申しますと、実態を見ましたときに、組換え DNA 技術を使われていないのではないかというお話と、あとは衛生上の観点でやむを得ない場合があることから、ここで制限をかけると使えるものがなくなってしまうということで、ここを削除したいというものでございます。

例えば、別表 11 のところだと、4-21 の上を見ていただきますと「オゾン」を入れてございます。先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、酸素からつくっているものですし、ここは気体の状態で出ていくものでございます。当然、組換え DNA 技術を使って作るものではございませんので、実態を踏まえて整理したいということでございます。

別表 10 についても同じことが言えますので、削除しているということでございます。

別表 10、薬剤の新設でございますが、加工食品の別表 2 の関係でここに位置付けているものでございます。内容自体は、何度も御説明申し上げたものが出てきているところでございます。「除虫菊抽出物」の話でありますとか、「ケイソウ土」「ケイ酸ナトリウム」は、これまでもこの表としては出てきているものでございます。「カプサイシン」は先ほど御質問があったものと同じでございます。

4-21 の「オゾン」は、基準としまして「解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。」ということで、これを認めたいと思っております。

「3 資材の追加及び削除」の関係でございます。「(1) 肥料及び土壌改良資材」でございます。ここにつきましては、使用可能な肥料及び土壌改良資材について、追加及び削除を行うことを考えてございます。もう既に説明させていただいたものと重なっている部分もございますので、コンパクトに説明をさせていただきます。

「植物及びその残さ由来の資材」につきましては、農産物のところと同じでございます。

「バーク堆肥」の字を変えたのも同じでございます。

「メタン発酵消化液」も書きぶりは同じでございます。ただ、部会におきましてちょっと議論がございましたのでご紹介しますと、これは牧草に使うことを念頭に置いておりますので、最後の「食用作物の可食部分に使用しないこと。」は要るのか、要らないのかという議論がありました。検討させていただきました結果、「食用作物の可食部分に使用しないこと。」と書いていまして、実際は牧草でございますので、ここは規定としては使われないことになりますことを考えますと、このまま書いてもいいのではないかと考えました。つまり、農産物と同じ規定ぶりでここに置かせていただきたいというのが事務局の考え方でございます。

「塩化加里」は、先ほど説明させていただきました右側の書きぶりがわかりづらいというものを書き加えたものでございます。

「軽焼マグネシウム」も同じでございまして、今もマグネシウムは認めております。それを焼いたものでございます。

「塩基性スラグ」というのは、言葉的には難しいのですが、コーデックスにベーシックスラグというのがございまして、それを訳してございます。中身をわかりやすくしてございます。トーマス製鋼法というのがございまして、それをつくる際に出てくるリンだとか、そういう化合物のことを考えております。

4-22 でございます。「(2) 農薬」でございます。使用可能な農薬について、追加及び削除を行うということでございまして、左側を見ていただきますと、農産物とかで説明させていただいたものと原則同じでございます。そこに足されておりますのは「磷酸第二鉄粒剤」というのが入ってございます。これはナメクジとかカタツムリの防除に使うということで、ここで認めたいと思っております。

それから「炭酸水素カリウム水溶液」でございます。ここは、灰色かび病とうどん粉病の防止のためにこれを追加したいと考えてございます。この追加の考え方でございますが、先ほども申し上げましたように、ニーズの把握が先でございます。その上でコーデックスの考え方に合致するかどうかを基準に照らし合わせ、それを専門家から成る委員会で御議論いただいて、追加していいのではないかというものを載せさせていただいているところでございます。

これらのものを追加することにつきまして、(独) 農林水産消費安全技術センターでの委員会における消費者委員の方々の御意見、あるいは部会での消費者委員の御意見があったかどうかにつきましては、特段の御意見はなかったところでございます。続きまして、部会とパブリックコメントの関係のことを少し説明をさせていただきます。

部会につきましては、4-45 でございます。10 月に御議論いただいております。4-46 に部会の委員等のお名前を掲載させていただいております。

それから、パブリックコメントでございます。11 月 14 日～12 月 13 日まで 1 か月間行いました。受付件数は 2 件、個人の方が 1 名、団体が 1 名でございます。意見と考え方は次のページでございますので、読み上げさせていただきます。

また、事前に海外に対しまして、こういう改正をしますということで出しました。これは 11 月 4 日～1 月 2 日まで行いましたけれども、御意見はございませんでした。

4-48 に、有機畜産物の日本農林規格の一部改正に対しまして寄せられた御意見、その概要と、意見に対する考え方を整理しているところでございます。御意見を踏まえまして本文を変えたところはありません。第 2 条の関係、第 4 条の関係で、こういう御意見をいただきましたけれども、私どもとしましては、現行どおりとしたいということでございます。第 4 条も同じでございます。

「第 4 条 健康管理」のところで御質問がございましたので、ここで回答させていただいております。4-48 の「第 4 条 一般管理」の 7 のところで御意見いただきましたけれども、コーデックスのガイドラインに基づいて規定している旨を回答させていた

だきたいと思います。

それから、4-49の別表4でございます。オゾンを追加してほしいという御要望でございますけれども、ここは「畜舎又は家きん舎の清掃又は消毒用薬剤」でございます、肉や卵の消毒とはちょっと違うところでございますが、オゾンは、畜舎又は家きん舎の清掃又は消毒用剤として一般的ではないということから、現行どおりとしたいというのが、この回答の案でございます。

最後の＊でございますけれども、その他の御意見もありましたけれども、今回の改正案に直接関係のないものでしたので、御意見として承りまして、今後の参考とさせていただきます。説明は以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

本件につきましても、前の2件同様、昨年10月の部会で審議されています。部会長を務められました丸山委員から御報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○丸山委員 有機畜産物の日本農林規格の改正案につきましては、昨年の10月11日の部会で審議されました。議事概要はホームページで公開されておりますが、長大なもので、すべて御披露することはできませんので、今回の総会での議論に関係する部分について御紹介をいたします。一応、4点申し上げます。

まず「第4条 畜舎又は家きん舎」の項目で、畜舎又は家きん舎の基準に頑丈な構造であるということが追加されたのですが、どの程度の頑丈さが要求されているのかを明確に示してほしいという意見がありまして、事務局からは、数値であらわせるものではないので、登録認定機関の判断基準を統一していくという回答がありました。

次に「飼養の対象となる家畜又は家きん」という項目がありまして、出生のときから有機飼養された家畜の入手が困難な場合、外部から家畜を導入できる。その条件として、新たな畜種の飼養を開始する場合とありますが、牛を飼っている農家が豚の飼養を始める等の畜種の変更は現実的には考えられないという意見がありました。これは既に御説明いただいておりますけれども、畜種とは一般に牛、豚等の家畜の種類をあらわす用語であることから、今後、畜産関係者の意見を聞いた上で、「畜種」の用語を「品種」等に変更することを検討すると回答がありました。

次に、「第4条 飼料の給与」の項で、15%または20%まで有機でない飼料の給与を認める件につきまして、規格案は本則中に盛り込んであります。そうではなく、現行どおり経過措置で規定をしておくべきではないかという意見がありました。一方、有機飼料の入手が困難な状況であり、精いっぱい努力しても入手困難な場合には、有機でない飼料を使用する。そういう努力義務を課して本則中に盛り込むべきであるという意見、両方がありまして、事務局からは、賛否両方の意見があることから、事務局で整理した上で総会に提案すると回答がありました。

最後に、有機畜産物のJAS規格の別表1、これは飼料用作物の栽培で使用する肥料、土壌改良資材ですけれども、そこに「メタン発酵消化液」の項目が新設されており

ます。「食用作物の可食部分に使用しないこと。」という文言は、有機畜産物の規格としては不要ではないかという御意見があり、一方で、食用作物と飼料用作物が明確に法律で区分されているので、このまま記載されていても別に差し支えないのではないかと、両方の意見がございまして、事務局から、賛否両方の意見があることから、事務局で整理した上で総会に提案するという回答がありました。

改正案のうち、賛否両論があった内容以外の部分につきましては、部会として、提案された改正案について専門的見地からの検討を終えたということを報告いたします。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

熱心に御議論いただいた様子の部会報告でした。この有機畜産物の日本農林規格の見直し案につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。お願いいたします。どうぞ丸山委員。

○丸山委員 4-20 ですが、薬剤新設の「重曹」ですけれども、有機農産物の考え方からすると、この「重曹」は削除でよろしいかと思います。

○阿久澤会長 削除でよろしいという提案ですが、いかがでしょう。お願いいたします。

○島崎表示・規格課課長補佐 確かに農薬とダブっていることになりますので、こちらも削除することを検討したいと思います。

○阿久澤会長 お願いいたします。どうもありがとうございました。

そのほか、ございますでしょうか。受田委員、お願いいたします。

○受田委員 1つ質問なのですが、第3条の「定義」のところで、薬事法に関して、現行の「ビタミン及び無機塩類以外のものをいう。」というところを削除するというお話でした。これによって、ビタミン及び無機塩類が動物用医薬品に定義されて、その後、健全な状態では積極的に利用できないという形に変わったということによろしいのですか。もしそうであれば、理由を教えてくださいと思います。

○阿久澤会長 お願いいたします。

○島崎表示・規格課課長補佐 もともと薬事法にはビタミン、無機塩類は入っているのです。この規格の中で、これが入っていると、ほかの項目で薬事法の文言を用いるときに非常に紛らわしいので、規格の中でだけ動物用医薬品の中からビタミンと無機塩類を除いていますよというのが今までの規格なのです。それをすると、本来の薬事法の定義とここの定義は、動物用医薬品という意味では、ここの規格の中だけは変わっていることになるので、それはかえって紛らわしいので、ここはもともとの定義をそのまま使って、文書の中で「ビタミン」だとか「無機塩類」という言葉がときどき出てきたと思うのですけれども、それを書き込んだというふうに思っていた方がいいかと思います。

例えば、4-15 の「健康管理」の4にビタミン、ミネラルと出てきますけれども、これは定義をもとに戻したので、新たにここに加えていますということです。したがって、今までだと、この規格の中では、動物用医薬品といったら、これを除かれているのですけれども、これからはそれも入ってしまうのでということで、中身を変えたと

いうイメージはありません。わかりやすく、もともとの定義で規格の中身を書きあらわそうというふうに試みたということです。

○阿久澤会長　いかがですか。

○受田委員　ということは、薬事法にそろえるという、その趣旨はわかったのですが、基本的には、通常の飼育に対してミネラル、ビタミンを排除したわけではないということですね。

○島崎表示・規格課課長補佐　そうです。

○受田委員　全く漏れはなく、そういうふうに表現されているということでよろしいですね。

○島崎表示・規格課課長補佐　その部分は気を遣って書きあらわしたつもりでございます。

○受田委員　わかりました。

○阿久澤会長　受田委員の質問は、定義でこう言っていて、実際支障はないかということです。それはないという御回答のようです。

そのほか、ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、意見も出尽くしたようですので、原案どおり、有機畜産物の日本農林規格を改正するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長　それでは、その旨、報告いたします。

それでは、引き続きまして、議題（１）の５番目の有機飼料の日本農林規格の見直し案について審議いたします。事務局から御説明をお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官　資料５でございます。１枚めくっていただきますと諮問が出てまいります。ここは３にマルがついています。

１枚めくっていただきまして「有機飼料の日本農林規格の見直しについて（案）」でございます。ここも引き続き特色規格の性格を有するものとして改正を行ってまいりたい、それを御審議いただきたいというのが「１　趣旨」でございます。

「２　内容」は、有機飼料の日本農林規格につきまして、原材料として貝殻を使用可能とする等の改正を行うことを考えているところでございます。

５－３に、位置付けと、数的なものを示させていただいております。現在の規格の位置付けでございますが、読み上げさせていただきますと、有機飼料は、原材料である有機農産物、有機加工食品、有機畜産物の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として生産すること等を規定しており、生産方法に明確な特色があると認められることから、「特色規格」と位置付けられているところでございます。

私どもとしましては、２、３、４の状態も勘案しまして、引き続き特色規格として位

置付けることとし、5－4以降の改正について御審議いただけないかと考えているところでございます。

「2 生産状況及び規格の利用実態」でございます。認定生産行程管理者数、国内につきましては64、海外につきましては29でございます。

格付数量でございますが、若干の品目の増減はございますけれども、国内についてはほぼ安定して、800 t弱ぐらいの数字で動いているかと思っております。輸入品につきましても、21年度、22年度では、8,500～8,700 tぐらいの数字になってございます。

他法令等の引用はございません。

「3 将来の見通し」でございますが、今、申し上げたとおりでございます。国内の格付数量に大きな変化はなく、今後も同様な傾向が続くと考えているところでございます。

「4 国際的な規格の動向」でございますが、ほかの規格と同じでございます。国際的な規格としてコーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン」がございます。

また、コーデックス食品表示部会におきまして、使用可能資材としてスピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅等を追加する案が検討されているという状況でございます。

引き続きまして、改正案の概要について説明をさせていただきます。まず「1 定義の改正」でございます。最初のポツは、サイレージの定義に、包装して乳酸発酵させて調製する飼料を追加するというものでございます。

第3条の現行を見ていただきますと、容器に詰めてという形になっているのに対して、「又は包装し、」を入れているというものでございます。サイレージということで、例えば、北海道とか、牧草地帯のものを映像等でごらんになられた方は御理解いただけると思うのですが、白いテープでぐるぐる巻きにして円柱状にしまして転がっている景色をごらんになられたことがあるかと思うのですが、それが包装した状態でございます。今の規定ですと、容器に詰めるという規定でございますので、包装というものを明確に書かないとちょっと読みづらいということで、ここでは包装を追加したいという案になっております。

「2 生産の方法についての基準の改正」でございます。ここは、有機飼料の原材料として貝殻を使用可能とするというものでございます。

5－5を見ていただけますでしょうか。8でございます。現行では、石灰石、貝化石、ドロマイトとあるのですが、そこに「貝殻」を入れて、貝殻からミネラルが取れるようにしたいということでございます。

横に「ドロマイト」という聞き慣れない言葉がございますけれども、これはカルシウムとマグネシウムと炭酸物の化合物でございます。これを採りますとカルシウムやマグネシウムが採れるというものでございます。

続きまして、5－6でございます。「3 有機飼料の表示の基準の改正」でございます。

す。ここも農産物とかと同じでございまして、転換期間中の表示は、シールでの対応がしやすいように、名称表示に近接した場所に記載するという改正をしたいと考えております。具体的な記述は5－6の2でございまして、「名称の表示されている箇所」に近接した箇所」を追加する改正をしたいと考えているところでございます。

今度、5－7でございまして、「4 資材の追加及び削除」でございまして、使用可能な薬剤について、追加及び削除を行うということでございます。

「除虫菊抽出剤」は既に御説明申し上げているものでございまして、ここは有機加工食品とかの別表ともリンクしているものでございまして、あとは使用実態等がないということで、削除して、次のページに移りまして5－8でございましてけれども、何度もごらんいただいているものが、例えば「ケイ酸ナトリウム」「ホウ酸」「フェロモン」、それから、食用に用いられる植物の抽出物は削除するというのを先ほど説明させていただいたところでございます。また「カプサイシン」につきましても同様でございまして、ここにおきまして規定をしていきたいというのが、この改正案の中身になっております。

あと、部会とパブリックコメントの関係でございまして、部会で10月に御審議いただいた部分につきましては5－13、そのときの委員名簿を5－14に示させていただいております。

それから、パブリックコメントの結果でございまして、11月14日～12月13日にかけて実施いたしました。国内で行ったものに対しましては、1件御意見をいただいております。

それから、諸外国に対しましての事前の意図公告につきましては、ございませんでした。

パブリックコメントに対する考え方でございまして、残念ながら今回の改正案に直接関係のないものでしたので、御意見として承りまして、今後の参考とさせていただきたいと考えております。説明は以上でございまして。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

本件につきましても、昨年10月の部会で審議されています。部会長を務められました丸山委員から報告をお願いいたします。

○丸山委員 有機飼料の日本農林規格の改正案につきましては、昨年10月11日の部会で審議されました。部会におきましては、改正案については特に意見はなく、部会として提案された改正案について専門的な見地からの検討を終えたことを報告いたします。以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

この有機飼料の日本農林規格の見直し案につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。特段意見もございませんようですので、この有機飼料の日本農林規格の見直しについて、原案どおり改正するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿久澤会長 その旨、報告いたします。

それでは、若干進行が早く進んでおりますので、ここで 15 分間の休憩時間を取りたいと思います。それでは、40 分に再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○阿久澤会長 皆さん、おそろいようですので、再開させていただきます。

○箴島上席表示・規格専門官 先ほど丸山委員の御指摘がありましたところにつきまして、もう少し説明をさせていただきたいと思います。資料 4－20 の有機畜産物のところで、消し忘れといいましょいか、削除ミスの御指摘をいただきました。性差しましたところ、上から 2 番目の「ケイソウ土」も削除ミスが見つかりました。これにつきましては、申し訳ございませんけれども、有機農産物の表に合わせさせていただきたいと思っております。資料の確認が不十分で申し訳ございませんでした。事務局からは以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで議題の審議結果について確認いたします。ただいま、その結果について配付されます。

(調査会の報告書案配付)

○阿久澤会長 よろしいでしょうか。ただいま事務局から資料上のミスということで、削除していなければならなかったということで、今回、これにつきましては、原案どおりとなっております。ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿久澤会長 それでは、お配りしたものの案を取りまして報告することにいたします。

続きまして、議題の「(2) JAS 規格の制定・見直しの基準の改正について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 資料 6 を使いまして説明をさせていただきます。『JAS 規格の制定・見直しの基準』の改正について」でございます。

まず、6－1 の「I JAS 規格」は、規格がどういうものかというのを、この黄色の枠内に示しております。橙色の◇がございますが、ここを読み上げさせていただきます。JAS 規格は、国が一定の農林物資の品質について望ましい基準を定め、多くの事業者がこれに即した取組みを行うことにより、品質の改善等を全国レベルで図ろうとするものでございます。物について定めていくという基準になっているところでございます。

それから、2 番目の◇でございますが、基準を普及すべき物資等は、社会経済情勢の動きを受けて大きく変化します。これまでも、時代に則した JAS 規格となるよう、様々な指摘等があり、適宜必要な措置等を実施してきている状況にございます。

この下の青い枠内の＊にございますように、国が定める規格というのはいくつもの規格があるかということでございまして、この性格を、①遵守が義務付けられる規格と、②遵守の義務はなく、事業者の意志に委ねられている規格の2つに分けた場合、JAS規格はほとんどが②に該当します。しかしながら、先ほど申しましたように、有機農産物や有機農産物加工食品につきましては①の性格がございまして、ここで義務化されているところがございます。

続きまして、6-2でございまして。今、6-1でさまざまな指摘等がありましたということをお説明させていただきました。それがどういうものであったかをまとめているのが6-2でございまして。ここ10年ぐらいを見ましたときに、まずは一番上でございまして。農産物の検疫・検査、規格等に関する行政監察結果に基づく勧告が10年1月に出されてございます。読み上げさせていただきますと、「既に制定されているJAS規格についても、i) 規格の普及が低調なもの、ii) 限定された業者間の取引価格を決定するための規格として活用され、しかも取引方法が既に定着化しているものなど、引き続きJAS規格として存続する意義のないもの等については廃止・見直しを行うこと。」とございまして、規格の普及が低調だとか、存続する意義が少ないものについては廃止・見直しをしてはどうかという指摘があったところでございまして。

2番目でございまして。農林物資規格調査会基本問題委員会報告書ということで、この調査会の中に検討する委員会を設けまして、そこで議論された報告書が10年の10月に出されてございます。そこから2つ指摘を記載しております。最初の指摘でございまして、「既にその役割を達成した、あるいは生産量が著しく低下したと認められる品目の規格については、すみやかに廃止すべき。」ということでございまして、上の行政監察結果と表現ぶりはちょっと違いますけれども、言っていることは同じでございまして。

それから、2番目としまして「ものの規格」、先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、JAS規格は、例えば、有機農産物の規格でありますとか、加工食品の規格でありますように、ものについての規格となつてございましてけれども、その「ものの規格」という制度当初の考え方のみでは、規格に対する現在のニーズに対応できなくなっているのではないかという指摘もなされたところでございまして。

3番目がJAS制度のあり方検討会報告書でございまして。これは16年10月に出されております。読み上げさせていただきますと、「既存のJAS規格においては、『特色規格』、『標準規格』、『等級別規格』、『業務用取引規格』の要素が混在しており、規格の性格が明確でない品目が多い。」「個々の規格の性格を（『特色規格』又は『標準規格』に）明確に整理し、分類していくべきである。」「個々の規格の性格について、…明確に整理できないものについては…廃止を検討することとする。」とございまして。

最後の○でございましてけれども、「新たな社会的ニーズにより一層的確に対応していくため、…新たなタイプのJAS規格の制定を可能とするような枠組みを検討していくこと。」このような指摘がなされてきたところでございまして。

それでは、現行の「制定・見直しの基準」はどうなっているのかということをこれから少し説明させていただきます。

最初の◇でございますが、JAS 規格がニーズに即応したものとなるよう、不断に制定・見直しを行っていく必要がございます。制度として行う必要があることはおわかりいただけるかと思います。この際、個々の規格につきまして、制定・改正・確認・廃止を当然やっていかなければいけないということでございます。それを行う際に判断する基準が重要ということもおわかりいただけるかと思います。

この基準が制定・見直しの基準でございまして、2 番目の◇の「このため、」以降でございますが、JAS 調査会では、平成 17 年に、個々の規格を審議するガイドラインとして「JAS 規格の制定・見直しの基準」が制定されているところでございます。

その下は、JAS 規格の制定等を判断する基準が平成 17 年に初めてできたものではなく、これまで基準があったということを示してございます。

平成 9 年には「JAS 規格の見直しについて」ということで、大きくこの 3 点について示しまして、これに該当するような規格を廃止してはどうかというものが基準としてございました。

平成 13 年には、今と同じタイトルになってございまして、①では規格を制定する要件について、②については廃止を検討することについて書かれているものでございます。今の規格の見直しの基準の原型といえましょうか、母体になっているものでございます。

平成 17 年に新しい「JAS 規格の制定・見直しの基準」ということで、次頁参照と具体的に書かせていただいております。なお書きを少しだけ説明させていただきますと、平成 21 年に、品質表示基準につきましては消費者庁に作成権限、検討権限が移りましたので、JAS 調査会の基準の中から該当する部分を削りました。ですので、資料 7 の日付を見ていただきますと、平成 21 年 8 月 28 日付になっています。つくられたのは 17 年でございますけれども、21 年 9 月 1 日付で消費者庁ができるということでしたので、その直前に調査会で見直しの基準の改正を行っているために、8 月 28 日付になっているということでございます。

次のページが「JAS 規格の制定・見直しの基準」でございます。もう委員には何度も御説明させていただいて恐縮でございますので、ポイントだけ説明させていただきますと、1 で性格の明確化を図ることが書かれてございます。特色規格はどういうものかが（１）で定められてございます。（２）標準規格は、ア、イ、ウのいずれかに該当するもので、こういうものが標準規格だと定められているところでございます。

この明確化ができるということを前提の上に、「2 規格の制定の基準」ということで、アカイに該当する場合に制定を検討するというところでございます。

右に移りまして「3 規格見直しの基準」で、見直しをするということで、廃止につきましては（１）、改正につきましては（２）、確認につきましては（３）ということで記載されてございます。

まず「(1) 廃止を検討するに当たっての基準」につきましては、「特色規格」又は「標準規格」と位置付けることができない規格は廃止を検討すると整理されております。

ただし、規格改正により「特色規格」又は「標準規格」に位置付けることができることを客観的に明示できる場合は、改正する方向で検討するという書きぶりになってございます。

「(2) 改正を検討するに当たっての基準」につきましては、消費者向けの規格と実需者向けの規格ということで書き分けてございます。

消費者向けにつきましては、読み上げさせていただきますと、良質な製品を提供する観点から検討を行う。その中身では、原材料の増量材的使用の制限だとか、まがいものの防止というのがあるかと思っております。また、消費者ニーズに対応した製品を提供する観点からも検討を行うということで、これにつきましては、製品の特性を踏まえ、食品添加物の使用を必要かつ最小限とする等が考えられるということが書かれています。

それから、イで実需者向けの規格としましては、性能規定化がございまして、これは、括弧内でございまして、強度、耐久性等の材料の性能に着目した規格の導入。また、等級化等の取引の合理化を図る観点、実需者に良質な製品を提供する観点から検討を行うことが書かれているところでございます。

「(3) 確認」につきましては、廃止又は改正を行わない規格は、確認をするということで、これは冒頭説明させていただいたところでございます。

あと「Ⅱ その他」としましては3点ほどございます。最初の1点目につきましては、他法令に基づく基準等を引用している場合につきまして、調査会の部会を経ずに総会で議決することができるという規定。

2番目につきましては、廃止だとか改正しましたときに、包材の変更が出てまいりますので、その包装資材の在庫の状況等勘案しまして、必要な経過措置を設ける旨の規定が2番目でございます。

3番目が、施行時期がいつかということが書かれているものでございます。

次に、6-5の「Ⅲ 『制定・見直しの基準』の改正」でございまして、先ほど平成9年、13年、17年ということで、今まで判断基準を改正いただいていたことを申し上げました。4年とか5年ぐらいのスパンで見直しの基準が改正されてきているところでございますが、現在の「JAS規格の制定・見直しの基準」につきましては、もう制定して6年がたっているということでございます。

その「基準」について、どういう経緯でつくられているか、もう少し掘り下げてまいりますと、「JAS制度のあり方検討会」、先ほどの指摘の3番目にあったところでございますけれども、平成15年、16年の2年間、各分野の代表18名の委員で構成する委員会で検討なされた経緯がございまして、これは、21世紀のJAS規格の在り方をにらんでということで、長期的な観点から御議論をいただいたものでございます。そこで精力的

に議論した成果を基に策定したものでございまして、個々の規格の制定・見直しを判断する際の観点を網羅的に規定しているものでございます。これは先ほど説明させていただいたとおりでございます。

3番目の◇でございますが、このため、今後の JAS 規格の制定・見直しにおきましては、引き続き現行の見直しの「基準」をベースとして判断していくこととし、その上で、次ページ以降の考え方から、以下の点に立って、「基準」に必要な修正を加えることとしてはどうかということで御議論をいただけないかと考えております。①～③につきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

次の6－6ページを開けていただけますでしょうか。「①存廃の判断基準の明確化」でございます。◇の1番目でございます。現行の見直しの「基準」は、規格の役割・コンセプトが不明確となっているとの「JAS 制度のあり方検討会」の指摘、これは先ほどの指摘の部分でございます。この指摘を踏まえまして、規格の「性格」の明確化、特色規格か、標準規格かということを位置付けるということでございますけれども、その明確化に力点を置いて規定してございます。

このため、規格の「性格」を決める観点について詳しく記述はなされておりますけれども、規格としての「必要性」については「標準が必要なもの」等と規定されているだけでして、明確な判断基準が示されていないという状況でございます。

3番目の◇でございますが、これまでの JAS 規格に対する指摘等も踏まえまして、例示等によりまして存廃の判断基準をより明確化することが考えられますので、この点について御議論いただけないかというのが1点目でございます。

下の青い枠で書いてございますが、あり方検討会というのが何度も出てまいります。その報告の中で、廃止を検討するときに、このようなことが考えられるのではないかと記載されていますので、御紹介させていただきます。読み上げさせていただきますと、個々の規格の性格について、「特色規格」又は「標準規格」に明確に整理できない規格は、廃止を検討することとする。

具体的には、①現行の製品のほとんどが期待される品質に到達しており品質の格差が小さいもの。②消費者の嗜好が多様化し特色の明確化を行う統一的な尺度が存在しない等の理由で「特色規格」とすることが困難な場合。この①②が特色規格でございまして、位置付けるのが困難な場合に廃止を検討することとしてはどうかというのがこの中身でございます。

次は、「標準規格」についてということで3点記載されてございます。①マーケットが継続的に縮小している、②規格や認定の技術的基準が JAS マークの貼付の有無にかかわらず生産、取引又は使用の際に一定のスタンダードとして機能しなくなっている、③消費者保護の観点から名称・品質の基準の必要性が特に認められなくなっている、このような理由で標準規格とすることが困難な場合につきましては、廃止の方向で検討してはどうかというのが報告書の中で整理されているものでございます。

続きまして、2点目の観点ということで「遵守義務のある規格等との関係整理」を説明させていただきます。◇の上でございますけれども、JAS規格の内容の一部は、遵守義務のある規格等と大きく関係。この遵守義務につきましては、1ページ目の下に示させていただいたものことでございます。「等」というのは、法律がございますので「等」という言葉を入れてございます。

例えば、下の「JAS規格の規定内容」を見ていただきますと、内容量だとか、異物だとか、食品添加物の例示をさせていただいてございます。

ここを本文を使って説明をさせていただきますと、◇の2番目でございますが、多くのJAS規格では対象物資の「内容量」・「異物」についての基準等が定められているが、これらについては、そもそも、遵守義務のある品質表示基準・計量法・食品衛生法で規制されているということでございます。JAS規格の規定ぶりと、遵守義務のあるこれらの規格や法律等の書きぶりの関係につきましては、上がJAS規格での規定、その下の括弧内が遵守義務のあるものについて、どのようなことを書かれているかを示しております。

また、「食品添加物」も、食品衛生法で規制されております。これとは別にJAS規格で食品添加物を判断・指定して普及していくという現状がございますが、これにつきましては、例えば、使用している食品添加物について、その使用目的等を示して、必要かつ最小限としていくことの説明を事業者がホームページ等で消費者に伝えていくことを促していくことが重要ではないかということをお議論いただけないかと考えております。

3番目の◇でございますが、遵守義務のある規格等との関係を踏まえた上で「基準」を修正することについて御議論いただけないかというのが6-7でございます。

最後に、6-8、3つ目の観点でございます。「新しい切り口の規格の検討」でございます。上の◇でございますが、JAS規格は農林物資の品質についての基準を内容として制定されているものでございます。加工食品につきましては、これまで成分等に着眼した内容を中心に設定してきているところでございます。

社会経済の変化等を踏まえましたときに、上記の切り口のみならず、新しい切り口の規格、これは従来の「標準規格」や「特色規格」とは必ずしも性格が同じでないものを含むということで入れてございますけれども、それを検討できないかということを経営に位置付けていただけないか、それを御議論いただけないかと思っております。

過去の指摘ということで、新しい規格関係のものを3つほど載せてございます。「農林物資規格調査会基本問題委員会報告書」10年10月の部分が、このような内容がございました。

また、16年10月の「JAS制度のあり方検討会報告書」でも3点ほどございました。

それから「食料・農業・農村基本計画」、平成22年3月のものにつきましても、このような指摘等があったところでございます。説明は以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

これから見直しの基準の改正議論を行うに当たり、これまでの経緯、改正議論を行う際の切り口となり得る事項などにつきまして、ただいま事務局から説明がありました。これを踏まえて議論したいと思います。この制定・見直しの基準について、必要な修正として3点挙げられております。

その1つが「存廃の判断基準の明確化」ということで、廃止すべきは廃止せよという過去の JAS 規格に対する指摘等も踏まえ、例示等により存廃の判断基準をより明確にすることについて御意見をお願いいたします。

2つ目といたしまして「遵守義務のある規格等との関係整理」ということで、資料の中では、内容量や異物が示されていますが、現在の基準にはその内容量、異物については記述がありませんので、ここは文字どおり遵守義務のある規格等との関係をどう考えるか、これを御議論お願いします。

3点目といたしまして「新しい切り口の規格の検討」ということで、引き続き農林物資の品質について、基準を内容とする規格を制定することが大前提です。その上で新しい切り口の規格が検討できるよう、基準に位置づけすることについて御意見をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○阿久澤会長 野々山委員、お願いします。

○野々山委員 3つの論点の中で、それぞれ1つずつ、こういった場合はどういうふうを検討していくのがいいのかということを質問させていただきたいと思います。

まず、報告書の特色規格の1番目なのですが、「現行の製品のほとんどが期待される品質に到達しており品質の格差が小さい、」となっていますが、消費者目線で言うと、現行でこういった商品は結構市場に出回っているような感覚がある。1も2もそうなのですが、そういったものをごっそり削ってしまうということも言いかねないのかなというふうにも、とらえようによってはとらえられるのかなと思います。例えば、マヨネーズとかも、JAS がついているマヨネーズと、JAS のついていないマヨネーズでも、大きな違いはなかなか見にくいといったこともあって、ちょっと気になりました。

2つ目の「遵守義務のある規格等との関係整理」なのですが、ここにも記載はなかったのですが、最近、有機農産物を使用した健康食品等が、サプリメントも含めまして、すごく出回っているような感覚を覚えます。それが有機の JAS のものを使っているから、例えば、ケールを取ったとしても、いつものケールよりも有機のケールはいいのではないのかな、JAS だからできる、そういった特色も、薬事法というのか、健康増進法というのか、いまいち私はわかっていないのですが、そういったところとの兼ね合いというのはどうされていくのかというのが2つ目に対する質問です。

3つ目の新しい切り口に関してなのですが、近年、地産地消と言われていたり、野菜の販売経路もすごく増えてきている中で、地域とか、インターネットとか、すごく市場規模が小さいところにおいて JAS を認定するといった際の、JAS に認定する費用とか

もかかると思うのですが、そういったことで費用を下げるとか、そういった意味での、JAS 規格の普及という面で何か検討できないのかなと思います。以上です。

○阿久澤会長 3つの論点、1つずつ質問をいただきましたので、お答えいただけますでしょうか。

○箴島上席表示・規格専門官 では、事務局からお答えさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、6-6のあり方検討会の16年の報告のうち、特色規格の部分についての1番目の話、2番目の話は、普通の身の回りの食品でもあり得るのではないかということで、そうすると、どんどんJAS規格はなくなっていくのかという御懸念であったかと思います。これは私の説明が十分でないということもあるかもしれませんが、これは特色規格ということでございますので、手間隙かけるとということで、普段のつくり方と違っているものでございます。

例が適切かどうかわかりませんが、1番目で示しているものは、例えば、熟成ハムというものがございます。これは普通のハムより手間隙かけてつくっているものでして、お中元とか、お歳暮とかに出てくるような値の高い贈答用のハムでございます。それが特色と位置付けられておりますが、ほかのハムも同じようにしてしまえば、特色というところの違いがなくなってしまうということで、そこは品質格差がないという言葉を入れておりますけれども、そういうものが1番で意図しているところでございます。ですから、普段のJASのマークのものがどんどんなくなっていくというのではなくて、レベルがどんどん上がっていく、そういう事態が特色規格について生じてしまった場合に、特色がなくなるから廃止してはどうだろうかという意味でございまして、普通の食品のJASマークについて、すぐにこういう事態が生じることを規定しているものではございません。

それから、2点目でございますが、健康食品と有機との関係でお話が合ったのではないかと考えております。サブリとかの部分だと思います。ここは規格と表示との関係が出てまいりまして、有機の原材料を使っているサブリがあったとしまして、原材料に有機を使っているという特色をうたおうとした場合には、表示の世界でちゃんと制限がかかるようになってございまして、どのぐらい使っているとか、そこを明らかにするというのが1つはございます。

JASの方では、健康食品との兼ね合いはどうかということで申しますと、JAS規格自体では、加工食品につきましては、食品がまずメインになってございますので、医薬品でありますとか、医薬部外品でありますとか、先ほどお酒の話もさせていただいたのですけれども、化粧品とか、そういうものも今のところ対象外になっているところでございます。そういう意味ではすみ分けがなされて、食品というところでいきますと、本当に普段、食品とイメージなさるようなもの、加工品につきましても、容器に入って食べていくものというイメージのものがまずここで対象になっているところでございます。それから、特色のある使い方、有機の原材料につきましては、表示の世界でそこが

ちゃんと正しくやるように担保されている世界があるということでございます。

それから、3 番目でございますけれども、地産地消ということでは、現場で認定ができれば、コストを下げるような努力といたしましうか、そういうものが何かあるのかという御指摘だと思っております。今のところ、例えば、有機農産物につきましては、登録認定機関、ここは要件を満たすところにつきましては登録していくという形になりまして、その中で認定につきましてはの手数料を各社とも定めております。そこをホームページとかで示していただいております。登録認定機関は地元にあるところだけではだめというわけではなくて、全国の中でエリアとして、自分のエリアも含まれているところであれば、そこで申請することが可能でございますので、例えば、コストでありますとか、今までの経験、どれだけ認定事業者があるかなどを踏まえて、より安い登録認定機関を探していただけるというような仕組みができるようになっているところでございます。

ですので、コストを国の方で下げようということは、今すぐというわけにはいきませんが、実際の手数料を見ていただきつつ、認定とかの実績を見ていただきつつ、希望なさる方は選んでいただける、そういう仕組みができるという形になっているところでございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

野々山委員、よろしいでしょうか。

ただいま私から御意見をと言いましたが、今の野々山委員のように、これからこの論点を議論していく上で疑問点がございましたら、質問も結構でございますので、よろしくお願いいたします。受田委員。

○受田委員 いろいろな考え方があると思うので、議論していくのが非常に難しいなという印象をまず率直に持っております。我々がよりどこにすべき点としては、JAS 制度のあり方検討会報告書、平成 16 年版ですけれども、これをしっかりと理解しておくというのが大前提になるのではないかと個人的には考えます。しかしながら、現状では、我々、不勉強で、この報告書を拝見しておりませんので、まず、議論の前提として、次回でも結構ですので、このあり方検討会の報告書を少し御説明いただきたいというのが要望でございます。

それから、これからの議論というのは、特色規格と標準規格ということで、差別優位というのを担保しようとする規格と、ミニマムの基準と表現していいのかわかりませんが、ミニマムを設定するというような全体のお話と二律背反というか、方向性として向きが違っている議論になるのではないかと思います。したがって、あり方検討会の報告書を基に、特色規格、限りなく差別化をしていく規格として考えるのであれば、この議論と標準規格を真っ二つに分けて御議論をお願いしたいと、そういうふうに思います。

それから、特色規格に関して見ますと、先ほど県内だけで格付け云々がある場合には

廃止の方向云々という文言もあったかと思うのですが、野々山委員もおっしゃったように、地域において、いろいろな加工食品を特色化していくという動きが御承知のように非常に活発です。例えば、農水省に関連しては、食品産業センターが認定をしている「本場の本物」とか、こういったものが差別化においては地域において非常に活動として活発になってきていると感じております。こういうような、県内、あるいは特定の地域、エリアを限定したような自己規格みたいなものもどんどん出てきている方向がありますので、この点をこの特色規格の中にどう反映して盛り込んでいくかというのは、私も地域から出てきている委員の立場としては、是非御検討をお願いしたいと思います。

それから、最後に、遵守義務のある規格等に関しても、まず、消費者の視点から見れば、今の法制度というのは複雑に入り組んでいて、表示についても複数の法律がかぶさっているという状態かと思っています。せつかく、この表示によって、実需者、あるいは事業者、そして消費者を混乱させない、わかりやすくものの価値を知らせていこうという趣旨に立ってみますと、法体系全体を俯瞰的に見直していただく必要があるのではないかと感じております。こういうところまで議論するということになれば、もはや農水省だけでなく、消費者庁や、いろいろな省庁も関わって、複合的に、あるいは複眼的に議論すべき話になるのかもしれませんが。そういった点も含めて、是非、大きな議論を展開していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

今後の進め方の意見として、特色規格、標準規格を分けて考えたらどうか、あるいは遵守義務のある規格についての考え方に対する御意見をいただいております。そういった議論をしていく上に、そのよりどころということで、16年度のあり方検討会の報告の説明を次回していただきたいという要望でございます。

○箴島上席表示・規格専門官 次回、あり方検討会の概要につきましては説明させていただきたいと思っております。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。丸山委員、お願いいたします。

○丸山委員 今、JAS規格制度はうまくいっていないと私は思っています。その理由は、任意規格であるというところで、私がかかわっているのは特定JAS、特色規格の方が多いのですが、今、認定を取り下げようという事業者が多いです。理由は、この不況で、わざわざ任意規格を取って何の意味があるのかという事業者が多いためです。例えば、最近できた規格で、低温流通管理食品だとか、生産情報公表養殖魚とか、生産情報公表加工食品とか、一体どれぐらい格付けされているのか。私は個人的にはいい規格だと思ってはいるのだけれども、実質的にはニーズがない。その最大の理由は任意規格であるというところで、あえて認定を取ってマークをつけて売っていこうという事業者の気持ちが、今の経済状況下ではないのではないかと思っていて、非常に悩んでいるところ です。

それから、議論する中で、どうしても法改正を伴わなければならない議論が出てくる

のではないかと考えております。例えば、ものに対して JAS マークを貼るというのが JAS 規格の制度だと思うので、サービスだとか、そういったものに JAS 規格がつけられたときに、マークを貼れないではないですかという話になってくると、法改正になるのではないかとしますので、規格の整理をするときに、新しい切り口といったときには、その切り口は法改正を伴うのか、伴わないのかといったところを検討しないと、言いつ放しで終わるような気がしております。

○阿久澤会長 また後ほどよろしく願いいたします。2 点、御意見いただいております。

JAS 規格の意義が薄れているのではないかという意見、それと、新しい切り口の規格をつくっていくに当たっては、法改正なども必要になるだろうとの、法改正との関連性についてという御意見でございました。

そのほか、何かございますでしょうか。村瀬委員、お願いいたします。

○村瀬委員 今、丸山委員からもありましたように、基本的に③の新しい切り口について、逆に今後どうしていくかということが、社会的なニーズを踏まえて、例えば、いろいろな民間の認証機関でやっている、ISO だとか、環境面だとか、生物多様性を切り口としたようなもの、あるいは持続可能な資源確保に関する側面で認証するようなものが世の中にはいっぱいあるわけでありまして、そこを JAS で新たな切り口として何らかやっていく意義が見出せれば、非常にいいことではないかと考えていますので、基本的に私としては、この新しい切り口に非常に期待したいとは考えております。

また、②の「遵守義務のある規格等との関係整理」という面についても、事業者の立場で言えば、計量法だとかの重複している部分、あるいは矛盾していることをこういった形で整理していただけるというのは大変ありがたいと考えていますので、これについても賛成していきたいと考えております。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。積極的な議論を進めていくということで、賛成意見でございます。そのほか。仲谷委員、お願いいたします。

○仲谷委員 過去の検討会の中で、役割を終えたとか、そういうふうな表現がかなりあると思うのです。実際、食品を製造されている方は、恐らく、JAS のマークはつけていないのだけれども、製造規格については JAS に準じた製造をされているのではないかと、小売りの立場から見ると考えています。それは過去の標準化という中で、日本のスタンダードであるという根強いところがあって、果たして JAS マークをつけることが JAS 規格なのかというところに立ち返って、もう一度、JAS の役割を考えなければならないのではないかと思います。

それと、1 月 1 日付の食品産業新聞に針原局長がコメントを書かれているのですけれども、今後、日本の食品は、内需だけではなくて海外を視野に入れなければならないということを書かれておりまして、「日本初の国際標準化に挑戦をする」というふうな表題で記事が載っております。まさに日本の食品の優良品性を海外に示す 1 つの手段として、これは規格だけではなくて、管理方法まで含んでくると思うのですけれども、そういっ

たものに JAS を新たに位置付けるということもあるのではないかと感じております。
以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

JAS の役割を新たに示す、位置付けするという御意見でございます。どうぞ、林委員。

○林委員 私は木材の関係なのですが、木材製品に関しては2つありまして、1つは、いわゆる製材品といって、丸太を切ったものです。それと、もう一つは、木質材料といひまして、合板とか、集成材のように、一旦ばらばらにして、それを再構成するような材料の2種類あるわけですが、特に木質材料の方は、6-4の右半分の下、実需者向けの規格として性能規定化と書いてございまして、今、木質材料の世界では、JAS はつくり方を基本的に決めているわけです。これこれ、こういう材料を使って、こういうつくり方をすれば、こういう製品ができます、それに関しては、これだけの品質保証を与えますということをしているわけですが、逆に言うと、つくり方が決まってしまうと、ちょっと違う方法、例えば、JAS に載っていないような樹種が新たに出てきた場合は、JAS でなくなってしまうわけです。何も保証を得られない。保証を得られないということになってしまうと、それを実際の構造物、家なり、大きな構造物などに使えなくなってしまうわけです。

そういったつくり方だけで決めてしまうと、いろいろなところでやりにくいところがありますものですから、そこに書いてありますような性能規定化で性能を決めていただいて、その性能を満足するものであれば、どんなつくり方でもよろしいという形の規格を新たに、今の製造規格は、それはそれであってもいいわけですが、もう一つつくっていただけないかということを考えておるわけです。それがこの見直しの、特にこういう文言として出てきているのだと思いますけれども、当然、最終的な出口の部分には国交省にありますので、設計するときの値、基準強度といひますが、そういうのを出すのは国交省の役目ですので、是非、国交省と協議していただいて、JAS の新しい性能規定化を考えていただきたいと思います。以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。実需者向けの規格ということで、性能規定化についての積極的な議論をしていけたらということでございます。三善委員、お願いいたします。

○三善委員 私のポジションというのは、林先生と同じように、木材、あるいは木質建材を中心にやっております、一般の住宅、あるいは低層建物、そういったものを構成する資材について、いろいろと関与をしているわけなのですが、特にその中で、住宅に使われる木材、いわゆる製材品、それから、集成材とか、合板とか、LVL とか、そんなものが住宅に実際に使われているわけなのです。例えば、合板とか、集成材、そういったものに対しては 100% 近く JAS マークが表示されまして流通しているわけなのです。今回、昨年の大災害がありましたので、一時的に応急商品として海外のものが入ったりして、ちょっと JAS 製品の普及が落ちたのかもしれませんが、あくまでも

スポット的な話でして、通常は 100%に近い状況で、合板とか、集成材とか、そういったものは流通をされているわけです。

ところが、製材品を見ますと、カナダの林産業審議会とか、あるいはいろいろな研究機関で、製材に対しての JAS 製品の普及率を実態調査をやっておりまして、その中で一番ひどい結果が出ているのは、日本の新設住宅、一般の住宅に使われている製材品のうち、10%を超えればいい方だと、その程度しか JAS 製品は普及していないよという話もあります。ある調査機関によりますと、20%ぐらいはいつているのではないかというデータも出ているようなのですけれども、おのおのが JAS の規格が定めているにもかかわらず、いわゆる JAS 規格に基づく表示がされている商品にこれだけ差がある。

これはやはり、先ほどの 6－4 の話ではないのですけれども、実需者は知っていても、消費者は知らないというところも 1 つ、大きな原因があるのではないかと。まず、家を建築される場合に、家を建てられる建主さんから、この木材、あるいはこういった部材については JAS 製品ですかなどという質問をおおよそ受けない。そんな状態がありまして、具体的には地元の工務店とか、あるいは大手のハウスメーカーの建築技術者、あるいは資材を調達する担当の方は御存じかもしれないけれども、特に製材品については、JAS というものに対する考え方がまだまだ浸透していないのではないかとこのところもあります。

1 つには、公共建築物木材利用促進法の制定・施行により、JAS 製品を使っていこうという意思がはっきり出てきましたけれども、そういった面で一般の方々が建てられる住宅の重要な構造を支える製材品について、JAS 表示されたものがなかなか使われていないという現状を見たときに、消費者に対して、きちっと、性能とか、そういったものを訴えていって、JAS の重要性というのですか、そんなところを PR して普及していくような道はないのかなというところをまたお知恵を拝借して、皆さん方で議論していただけたらと思っております。私からは以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。木材、住宅資材の方面からの意見ですが、先ほどの食品の意見と同様に、JAS の役割に関する内容かと思えますけれども、消費者に浸透していないということですので、その辺も踏まえた形での議論を今後していければと思っております。どうぞ、野々山委員。

○野々山委員 三善委員のつけ足しになってしまうかもしれませんが、6－7 で、ホームページ等で消費者に伝えていくということを、わざわざ JAS 規格まで取ってする必要があるのかと思ひまして、意見を述べさせていただきます。というのも、今、携帯のバーコードリーダーもお菓子とかにはついていて、そういったものをクリックすれば、もう既に事業者がそういうことをやっているのに、わざわざ後追いで JAS がやる必要があるのかなと思うので、ホームページ等で伝えるのではなくて、むしろ JAS があるから安心ですよとか、そういった差別化を、JAS マーク 1 つあるから、わざわざ調べなくても安心して使ってくださいというようなものにしていった方がむしろいいのでは

ないのかと思います。丸山委員も先ほど、JAS 規格が余り機能していないとおっしゃっていたので、わざわざそれをもう一回やろうとするのではなく、JAS マークの有意性をより高めていく方が重要だと思います。以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

○光吉表示・規格課長 担当の課長をしております光吉といいます。今日はありがとうございます。

各委員から非常に重要な御意見ばかりいただいたと思っております。勿論、すべての御意見に触れたお話を申し上げることはできないのですが、ちょっとお話をさせていただければと思います。

さまざま御指摘のあったお話は、ある程度具体的な方向とかの話なので、この基準自身には勿論載らなくて、この調査会で今後していただかなければいけないものだなと思っています。今回は、そういった議論をしていただく上で、この基準自身が、率直に言って制約になってしまっているところがあるので、その制約の部分を外していただいて、今後、今日出していただいたような御意見とか、具体的な方向ができるようにしたいという意味で、何かかぎがかかっているように堅苦しく言っているところを緩める、そういう書き方を基準でしていただければ、今、出していただいたような自由な御議論をしていただけるのかなということでございます。まずは、この基準のかぎを外すと、そういうふうな意識でおります。

まず、議論の視点として、丸山委員からもありましたけれども、一部の有機農産物等を除けば、何度も申し上げておりますけれども、JAS は任意規格です。ですから、事業者初め、これはやってもやらなくてもいいわけでございます。ここがみそであって、かつ、なかなか難しいところです。

受田委員のおっしゃった表示の話が複雑だということは問題で、恐らく国民の多くの方が思っている点だと思います。この任意規格自身の話ではないけれども、非常に重要な点だということは我々も思っています。表示自身については、御案内かと思っておりますけれども、今、消費者庁で全部、一元的に、すべての法律を所管しております、ここがまさに受田委員のおっしゃった御指摘そのものを、今、宿題でもらっていて、検討しておられるところです。食品表示の一元化のための検討会を設けて、そちらで議論されているので、我々としては、強制的に従わなければいけない、そういった表示の面について、そういう動きがあることをウォッチしながら仕事をしていきたいと思っております。

それで、任意規格についての在り方ですけれども、JAS の認識については、各委員のおっしゃっていただいた点が重要であるということは、我々なりには勿論思っております。例えば、マークが減っているとか、経済状況等の関係でおっしゃったのも、まさにそういう点があるのだと思います。あと、マークを使わないでもやっているケースもあるのではないかとか、あるいは民間でもどんどんこういうのをやっているよねとか、あ

るいは逆に地方で差別化されているケースがあります。そういう中で、先ほど申し上げましたけれども、今ある基準で自由な御議論、あるいは我々なりの、事務方としての検討とかがしにくいような面が、若干、今の調査会でつくっていただいている基準にあるので、それを直していただきたいということです。

法改正という大きいお話も丸山委員からいただきましたけれども、法改正自身は勿論別途の大事な議論、判断があるかと思えますけれども、法改正をしなくても、たくさんやらなければいけない、やれることはまだまだあると思っています。

それで、便宜的に3点書いていますけれども、思想は各委員がおっしゃっていただいたことで尽きておりまして、早い話が、使われるものを残すし、直すし、つくるしということです。それで、使われないものは、ただ存置をしているだけではなくて、廃止はしなければいけないし、直さなければいけない。それが機動的にできないでいるような状態ではなくて、それをやっていこうよということを明示的に基準にさせていただくことで、今後の調査会の御議論、我々の作業がやりやすくなるということです。

ですから、そういったときには、動きもしないものを新たに何でもつくればよいということでも勿論ないし、あるいは、当然ですけれども、これは任意規格ですから、しかも国がつくるということですから、日本全国というのがベースになります。そういったときには、事業者の方がやっておられるケースもあれば、最近では事業者団体でこういう仕組みを設けたり、あるいは県がやったり、市町村がやったり、外国までそういうことをやり出したり、そう言っている中で、何十年も前の JAS をめぐる、食品については JAS ぐらいしかないという状況とは違うこともちゃんと踏まえて、本当に規格をつくって、その内容が普及する必要があるのかということも考えながらやっていかなければいけないのだろうなと思っています。

繰り返しになりますけれども、いろいろいただいた御意見はすべて大事な、貴重な御意見だと思っています。そういった御議論をもっともっと深めていくためにも、まずは基準の、なかなか動きにくくなっているところを見直す、もうちょっと動きやすくするような見直しをお願いできるように御議論をしていただける環境をつくりたいと思っています。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。皆さんに御意見いただいておりますが、丸山委員、何か思い出しましたか。

○丸山委員 今の課長の話で、今の見直しの基準ではすごく動きにくいという話があって、私などは全然知識不足で、どこがどう動きにくいのか、よくわかっていないところがあるので、今の基準のどこがだめなのかがいまひとつ理解できない中、言いたいことを言ってしまったものですから、さっきのような話になりました。見直しの基準のどこが今、硬直化して、うまく動いていないのかというところがわかりにくいなと思ったところです。

○阿久澤会長 それでは、お願いいたします。

○光吉表示・規格課長 これをきちんと申し上げなくて済みません。勿論、すごくよくできた基準なので、これをベースにするということはあるのですが、我々が事務方として思ったのは、この3点です。ですから、存廃の基準の明確化というときに、残すものと残さないものをもうちょっと具体的に判断ができるようにしようということです。今、残すもの、残さないものについては、6-6の最初のポツに規格の『『性格』の明確化（特色規格か？標準規格か？）』と書いてあります。だから、性格的に見て、どういうタイプのものかがはっきり言えないなら廃止しなさいという感じなのですが、実は、そういうものとして標準化する必要があるところみたいな書き方を今、基準でしています。必要があるかどうかという部分がはっきりしないものですから、そこら辺がもうちょっとちゃんと例示でも書いてあると、あるものはなかなか廃止しにくいというのがあって、そういう議論をしていただきやすくなるのかなということです。

それと、遵守義務のある規格で言えば、例えば、今、規定してある部分は、それはそれで問題が生じているわけではないところです。ただ、JAS規格というのは、先ほど来申し上げているように、これをやってくれたらいいよねという内容です。今の仕組みは、ルールに従ってやるならばマークをつけられますという整理だと思います。そういつたときに、いいよねということがそもそも是なのか非なのか。そもそも、それとは別に、こうしなければいけないということを別のルールで言っているならば、今更どういう意味でいいよねとわざわざ言っているのだろうみたいな、整合性がいまひとつ取りにくいところがあったりするので、任意規格であるならば、任意規格は任意規格として何を書いたらいいのか、一方でほかの法律とかでこうしなければいけないということをはっきり書いているならば、ちゃんと交通整理をして、事業者の方でも、消費者の方でも、わかりやすくしないといけないということをはっきり書いていただけると、何も規定自身に問題があるわけではないので、見直しの御議論をお願いしやすくなるなということがあったりします。

それと、最後の③の新しい規格も、JASは歴史があって、いろいろな事業者が絡んだ立派な規格がたくさんありますので、どうしてもそれにとらわれて我々も考えてしまうといけませんので、そればかりではなくて、新しいニーズを絶えずその時点、時点で考えていかなければいけないということです。明示的に基準を調査会の中で示していただければ、それについて我々も勉強するし、具体的な方向は先ほど来御議論ありますから、基準を踏まえた御判断のときに、この調査会で御議論しやすくなるなということでございます。例えば、そういったことでございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。何かございますでしょうか。この議論はまだ続きますけれども、どうしても今日ここで意見をということがありましたら、お願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

今日は、多くの御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。ただいま申しましたように、本件につきましては次回も議論する予定ですので、本日はここまでと

させていただきたいと思います。しかし、更にこれから質問、また発言しておきたいということも出てくるかと思います。もしありましたら、次回までに事務局に御連絡ください。次回の資料に反映できるものは反映して議論したいと思っております。事務局はそれでよろしいでしょうか。

○箴島上席表示・規格専門官 よろしく申し上げます。

○阿久澤会長 それでは、次に、議題の（３）の「その他」です。事務局から何かありますでしょうか。

○箴島上席表示・規格専門官 特にはございません。以上でございます。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

それでは、次回のスケジュールをお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 次回の総会でございますが、委員の方々には日程調整をお願いしてございますけれども、２月の下旬の開催ということで、今、調整をさせていただいているかと思います。至急詰めさせていただきまして、なるべく早い時期にホームページに載せてまいりたいと思っております。以上でございます。

○阿久澤会長 本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 事務局でございます。長い間、御熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。本日御審議いただきました日本農林規格につきましては、速やかなる告示ができますよう所要の処理を行ってまいりたいと思います。また、冒頭申し上げましたように、これから法令等のチェックを最終的なものを行いますので、若干の文言の修正がありますことを御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして「農林物資規格調査会総会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。